

成年後見制度利用促進基本計画の これまでと今後

1. 現行基本計画
2. 厚生労働省に関するKPIの進捗状況について
3. 体制整備に関する取組について
4. 基本計画見直しに向けた動き
5. 地域連携ネットワークの強化（「新たな支え合い」と「多様な主体の参画」）



令和3年
厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

1. 現行基本計画

「成年後見制度利用促進」が目指すところ

◆ 推進し、達成されるべきこと:

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない
高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度(法定後見、任意後見)は、そのための 選択肢・手段

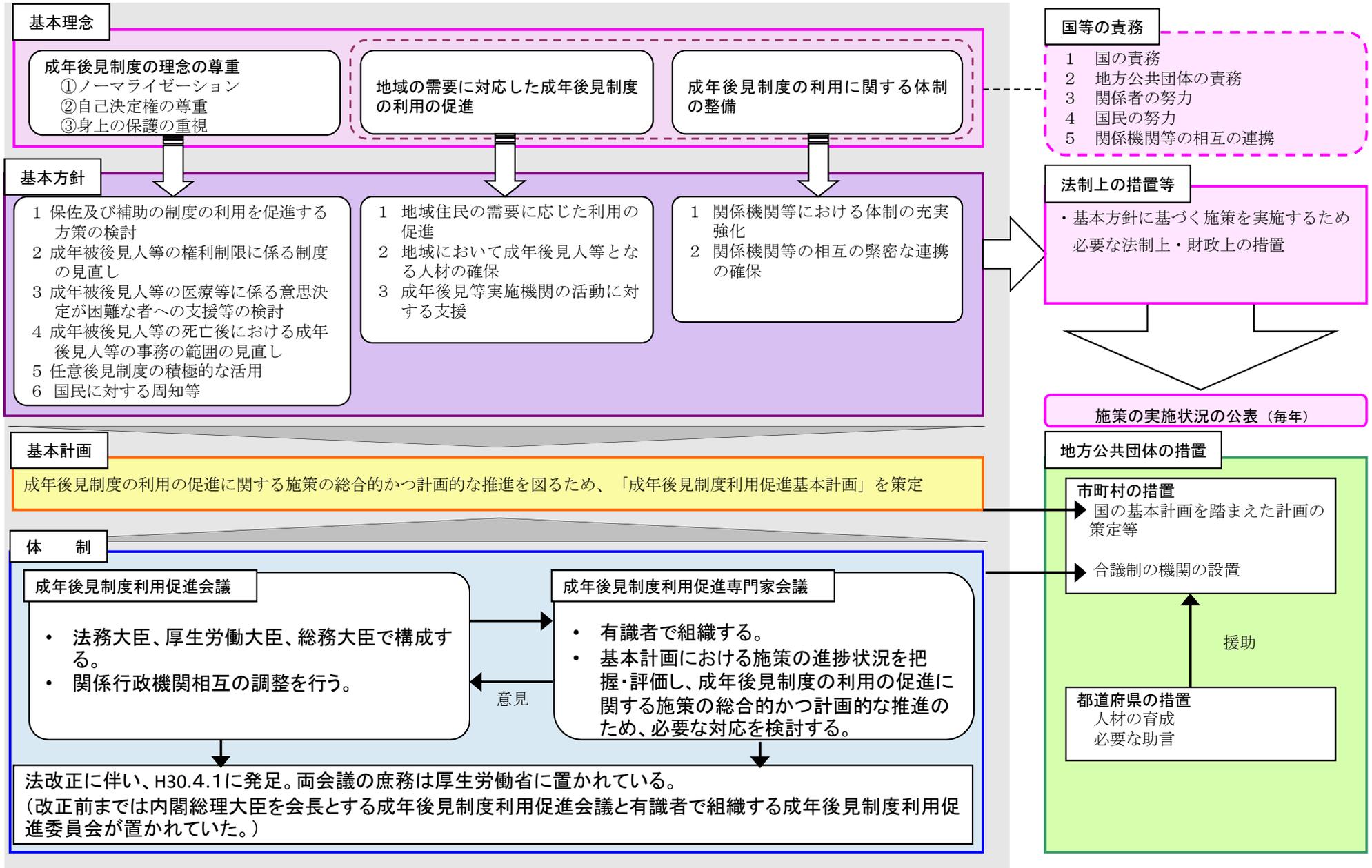
成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

※平成28年4月8日成立、同年5月13日施行、
本法附則の規定により平成30年4月1日改正、同日施行



※平成28年4月8日成立、同年5月13日施行

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

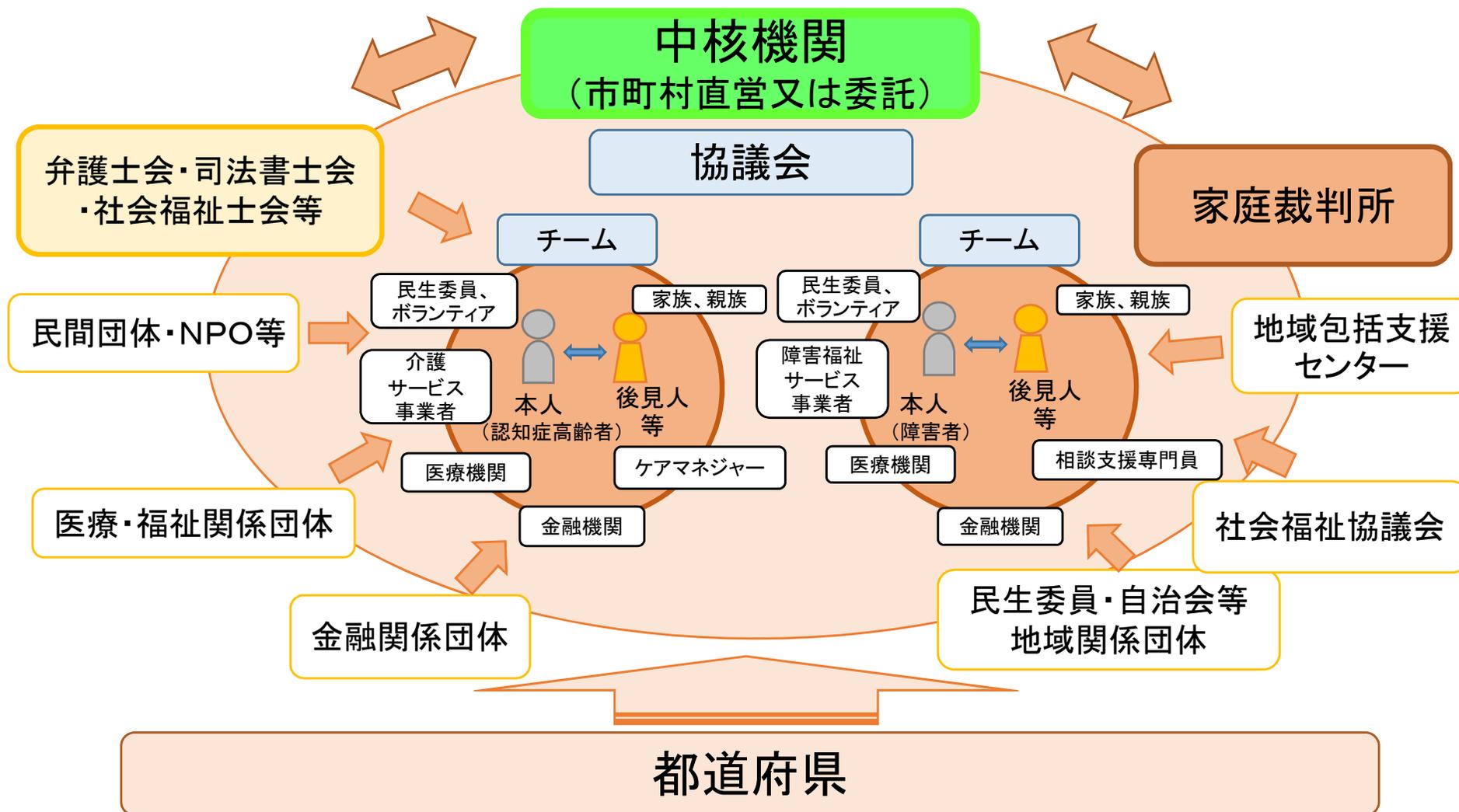
※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

(注) 令和2年3月、成年後見制度利用促進専門家会議において中間検証報告書が取りまとめられ、成年後見制度利用促進会議に報告された。

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思等を継続的に把握し必要な対応を行う。
※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が必要な支援を行えるよう、自発的な連携・協力をするための合議体。
※中核機関…地域連携ネットワークが①広報、②相談、③利用促進(受任調整等)、④後見人支援の機能により、地域の権利擁護を果たすように主導する。



中核機関について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進(受任者マッチング)、④後見人支援

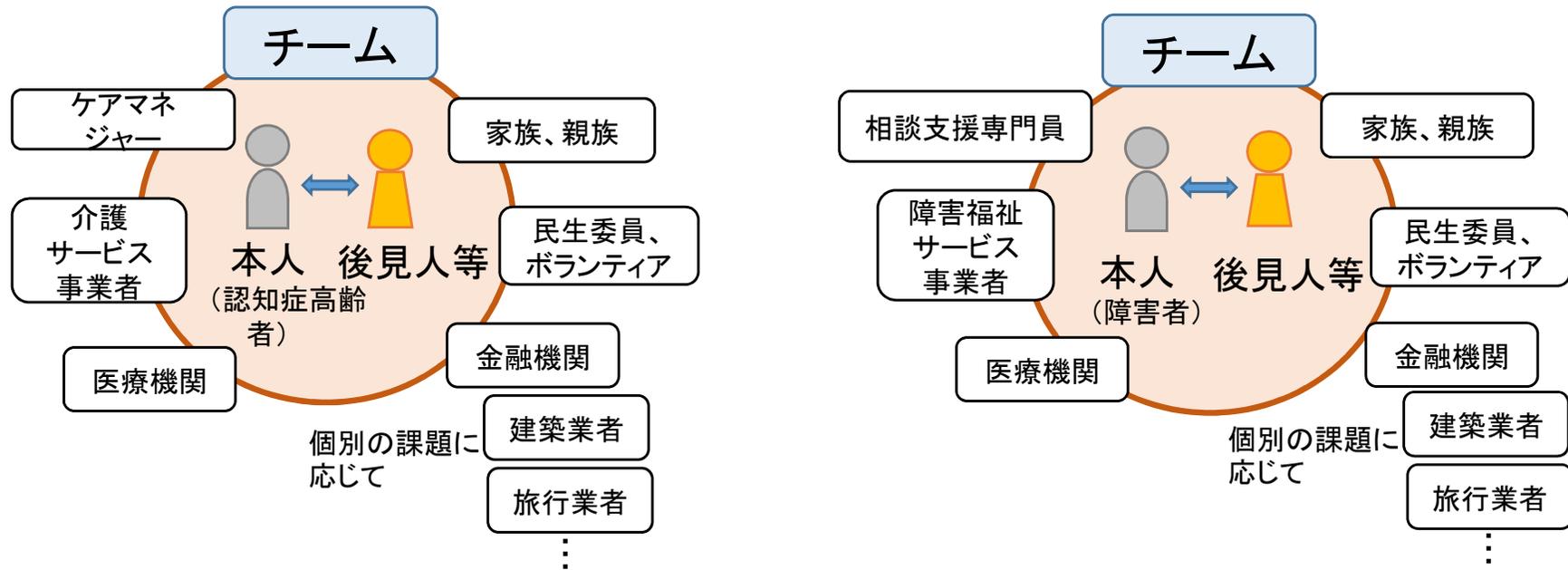
- 協議会の事務局

中核機関 (市町村直営又は委託)

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。
(いわゆる箱物新設ではない。)
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。

「チーム」について

- 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容 本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人が**チーム**となって**日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み**

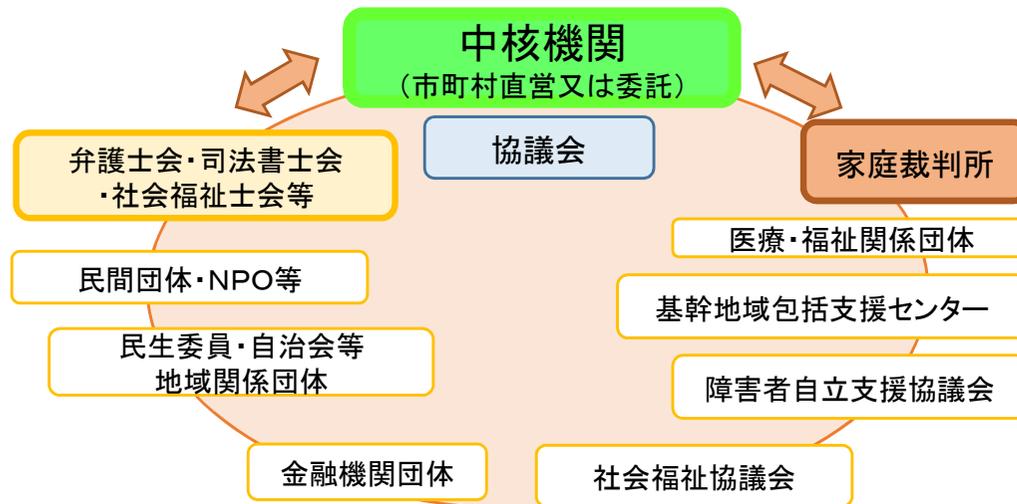
メンバー例 家族・親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者 等

エリア 日常生活圏域 等

「協議会」等合議体について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

イメージ



内容 後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、**専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体**

メンバー例 上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定(例:商工会や警察など)

エリア 自治体圏域～広域圏域常生活圏域 等

都道府県が広域的・専門的支援を行う協議会を置くことも考えられる

工程表における記載	KPI（令和3年度末の目標）	
	項目	数値等の目標 ※（ ）内はR1.10時点（一部除く）の実績値
I 制度の周知	・ 中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 <small>（参考値） ・ 成年後見制度利用者数（保佐・補助・任意後見割合を含む）</small>	全1741市区町村 (559市区町村)
II 市町村計画の策定	・ 市町村計画を策定した市区町村数	全1741市区町村 (134市区町村)
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	・ 後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定	全47都道府県
	・ 後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数	
	・ 2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入	
	・ 厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定	
IV 地域連携ネットワークづくり	・ 中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数	全1741市区町村 (589市区町村)
	・ 中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数	800市区町村 (273市区町村)
	・ 中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数	200市区町村 (80市区町村)
V 不正防止の徹底と利用しやすいの調和	・ 協議会等の合議体を設置した市区町村数	全1741市区町村 (150市区町村)
	・ 国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数	3500人
VI 成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	・ 全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 ※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。	50%以上 (約12%（※）) ※H30.12末時点
	・ 医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供	
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	・ 成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し	措置のある法律 190

全市区町村に向けたKPIは、

広報・相談機能を有した

①中核機関（権利擁護センター等を含む）の整備、②市町村計画の策定、③協議会等の設置

2. 厚生労働省に関するKPIの 進捗状況について

厚生労働省に関するKPIの進捗状況について

- 基本計画では、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指しており、全市町村における①中核機関等の整備※、②市町村計画の策定、③協議会の設置を、KPIとして設定している。
※まずは広報・相談の2機能の整備に着手。残りの利用促進(受任調整等)・後見人支援の機能充実は段階的・計画的に取り組むものとしている。
- 基本計画の4年目となる令和2年度(10月時点)において、①中核機関等の整備、②市町村計画の策定、③協議会の設置の状況は十分とは言えず、今後も体制整備を後押しする取組が必要である。

【①中核機関等の整備】	令和2年10月時点: 678市区町村(38.9%)	⇒	令和3年度末見込: 961市区町村(55.2%)
【②市町村計画の策定】	令和2年10月時点: 285市区町村(16.4%)	⇒	令和3年度末見込: 1,021市区町村(58.6%)
【③協議会の設置】	令和2年10月時点: 304市区町村(17.5%)	⇒	令和3年度末見込: 658市区町村(37.8%)

厚生労働省関係のKPIと進捗状況

工程表における記載	KPI(令和3年度末の目標)		
	項目	数値等の目標	現状値等 ※1 R2.10.1時点 ※2 R2年度末時点
I 制度の周知	○ 中核機関(権利擁護センター等を含む)においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数(参考値)・成年後見制度利用者数(保佐・補助・任意後見割合を含む)	全1741市区町村	642市区町村(36.8%)※1
II 市町村計画の策定	○ 市町村計画を策定した市区町村数	全1741市区町村	285市区町村(16.4%)※1
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	○ 後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数	全47都道府県	15都道府県※2
	○ 2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入	—	○ 医療・介護従事者向けの認知症対応力向上研修用の意思決定支援のプログラムを策定(H31) ○ これを受け、研修カリキュラムを見直し(R2)
	○ 厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定	—	○ 研修カリキュラムを検討し(H29)、30年度に研修カリキュラムを策定(H30) ○ これを踏まえ、相談支援従事者研修等において研修を実施(R2~)
IV 地域連携ネットワークづくり	○ 中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数	全1741市区町村	678市区町村(38.9%)※1
	○ 中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数	800市区町村	331市区町村(41.4%)※1
	○ 中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数	200市区町村	112市区町村(56.0%)※1
	○ 協議会等の合議体を設置した市区町村数	全1741市区町村	304市区町村(17.5%)※1
	○ 国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数	3500人	3,222人※2
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	○ 医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供	—	○ 令和元年5月に策定したガイドラインの活用状況等の調査を実施(R2)

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(令和2年度概要版抜粋)

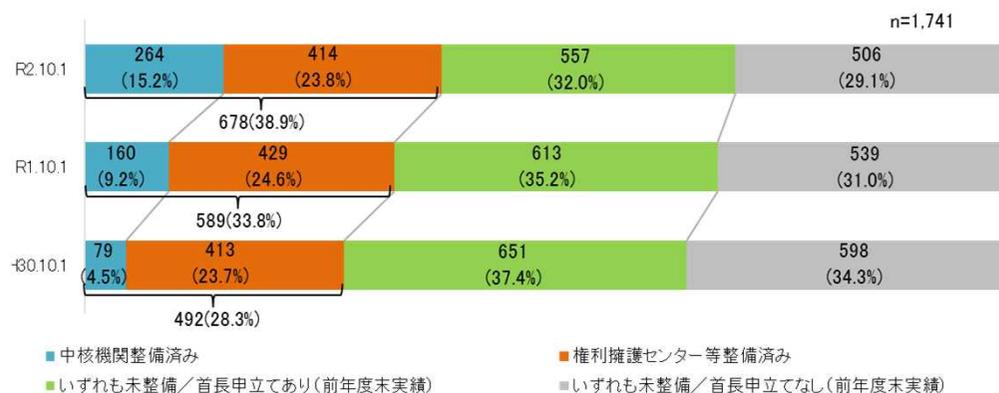
調査概要: 全国の市町村(1,741自治体)及び47都道府県

調査時点: 令和2年10月1日(一部の調査項目は令和元年度実績等)

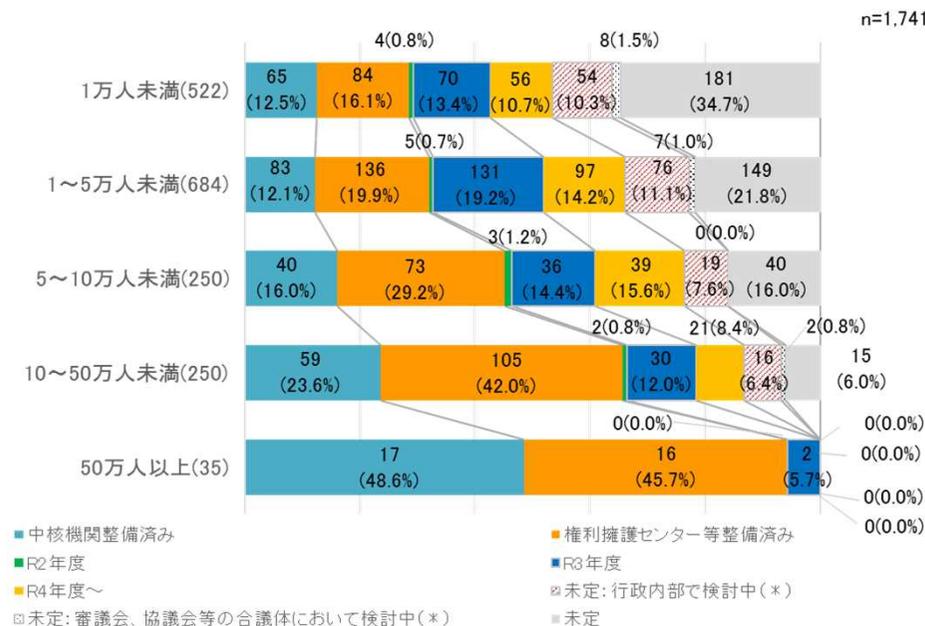
※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある。

1 中核機関等の整備状況 <R2.10時点:678市町村(38.9%)⇒R3年度末見込:961市町村(55.2%)>【KPI:1,741市町村】

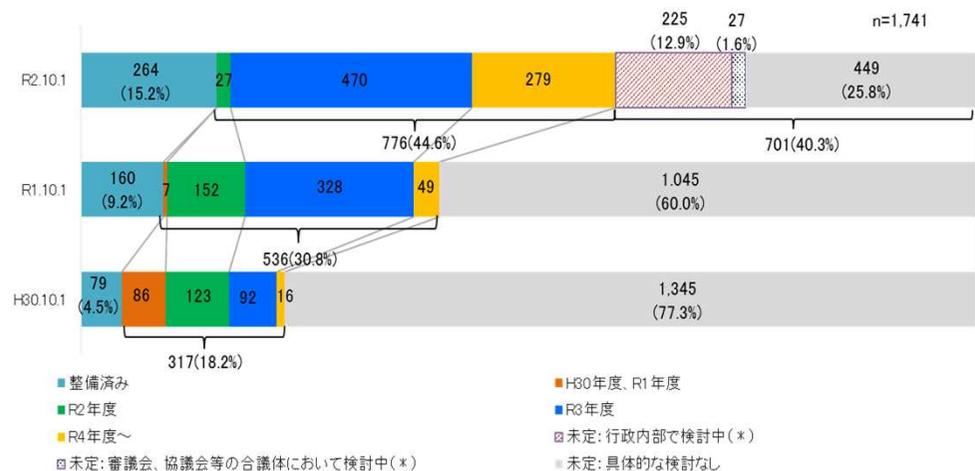
●中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等<全体>



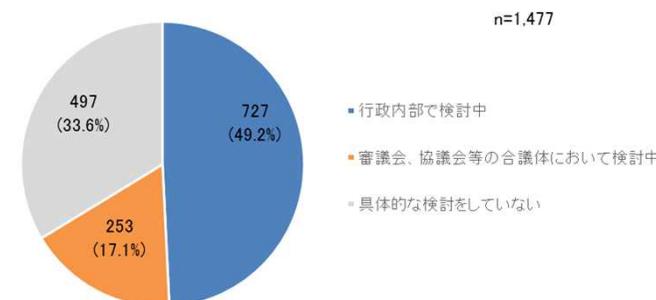
●中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等<自治体規模別>



●中核機関の整備(予定)時期<全体>

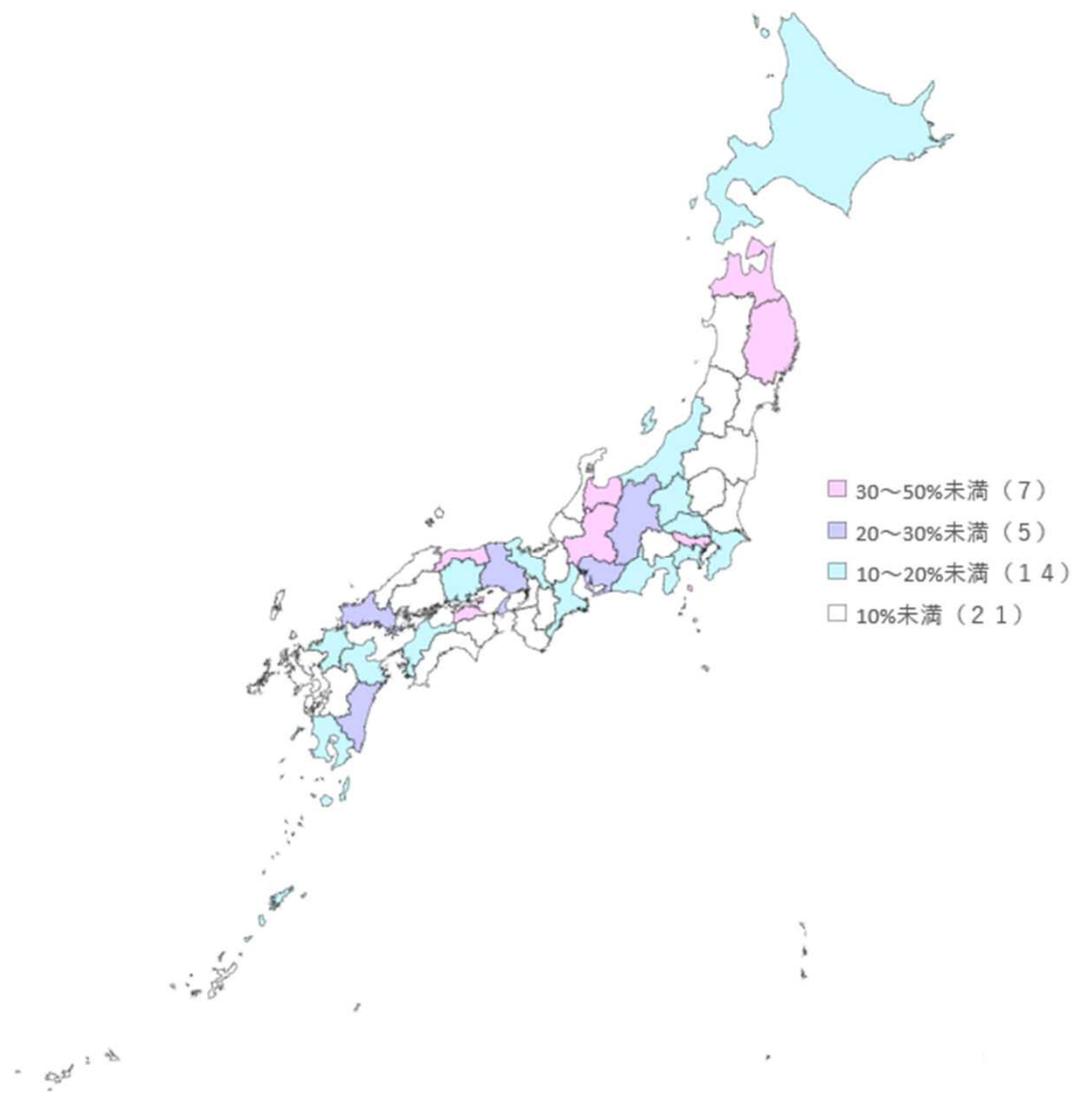


●中核機関未整備市町村における検討状況<未整備1,477自治体>

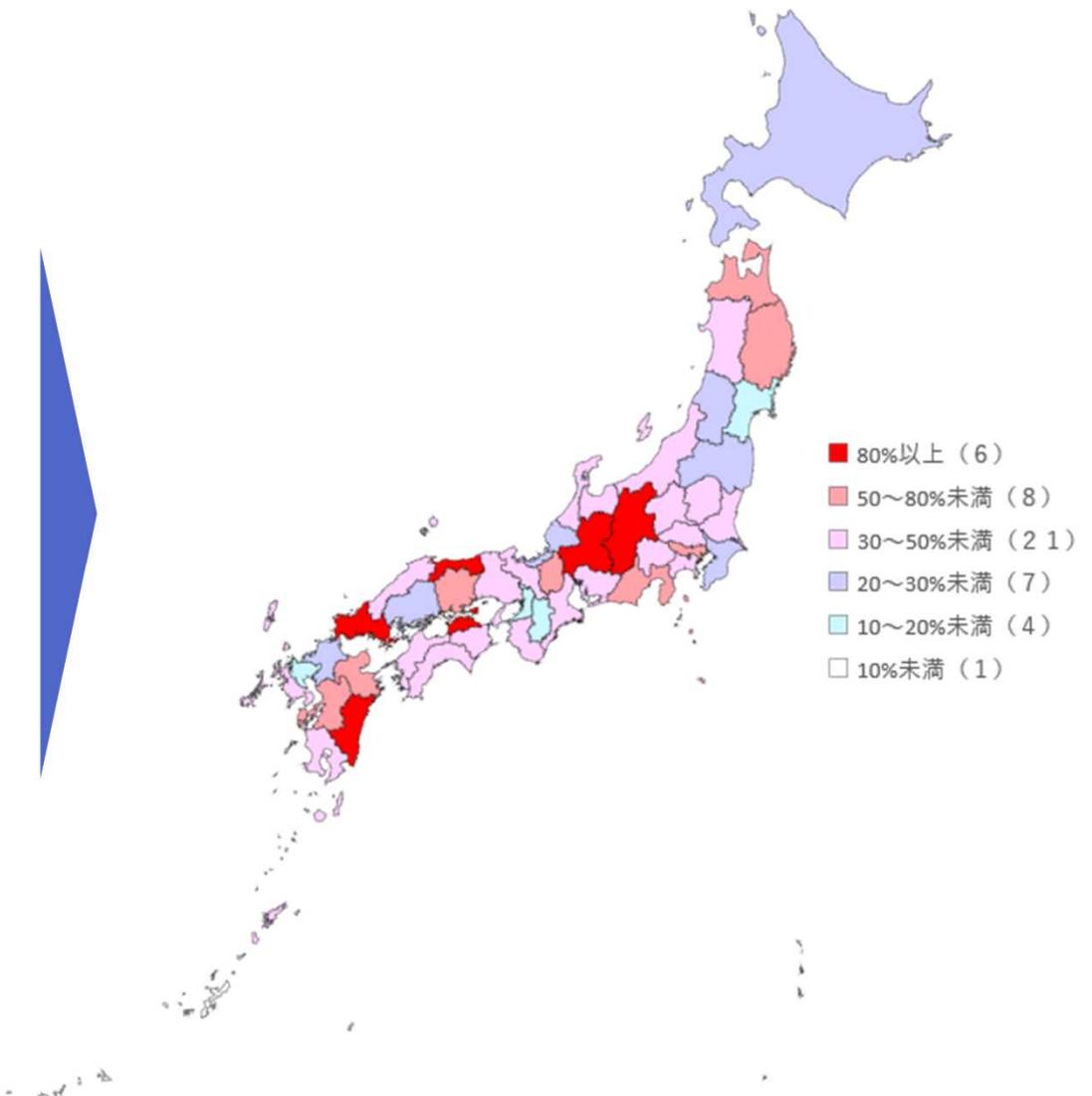


(参考) 中核機関整備における都道府県別の状況について

令和2年10月時点



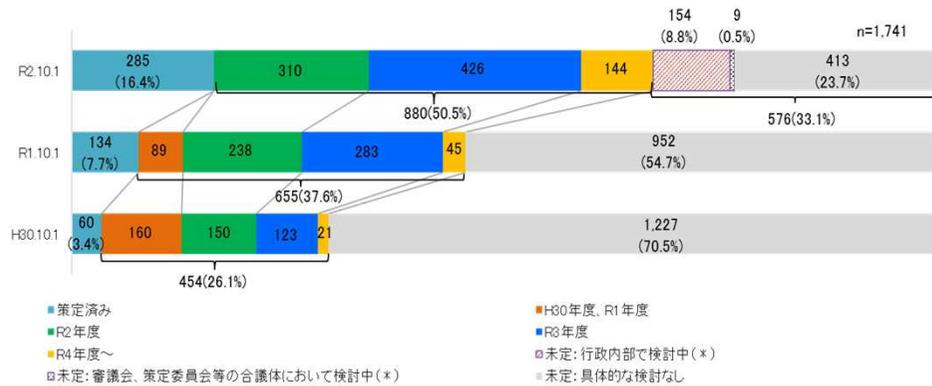
令和3年度末(見込み)



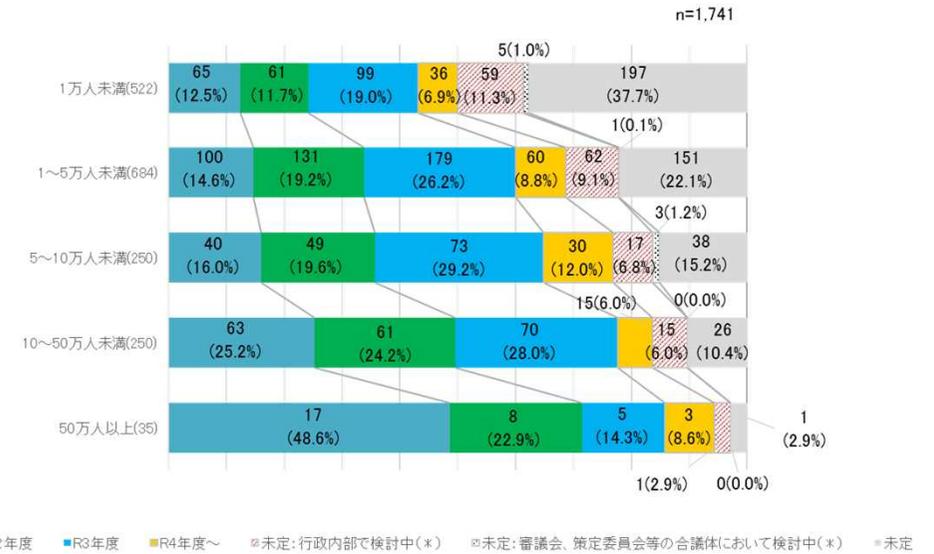
(出所)厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の結果を用いて、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

2 市町村計画の策定状況 <R2.10時点:285市町村(16.4%)⇒R3年度末見込:1,021市町村(58.6%)>【KPI:1,741市町村】

●市町村計画の策定状況、策定(予定)時期<全体>

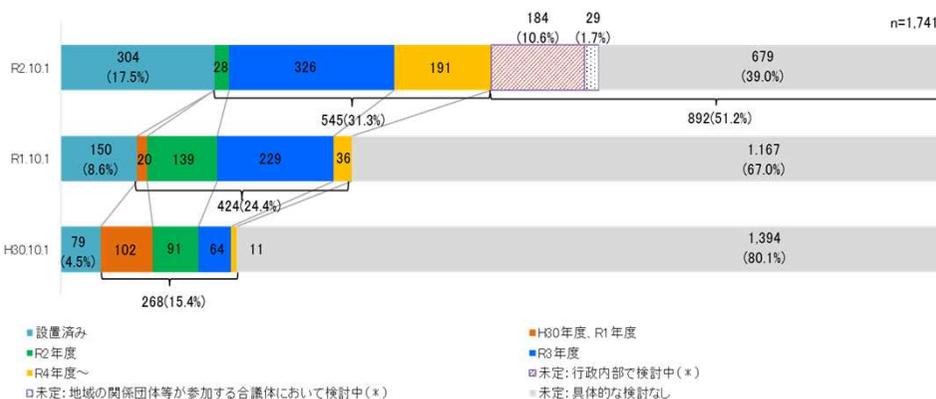


●市町村計画の策定状況、策定(予定)時期<自治体規模別>

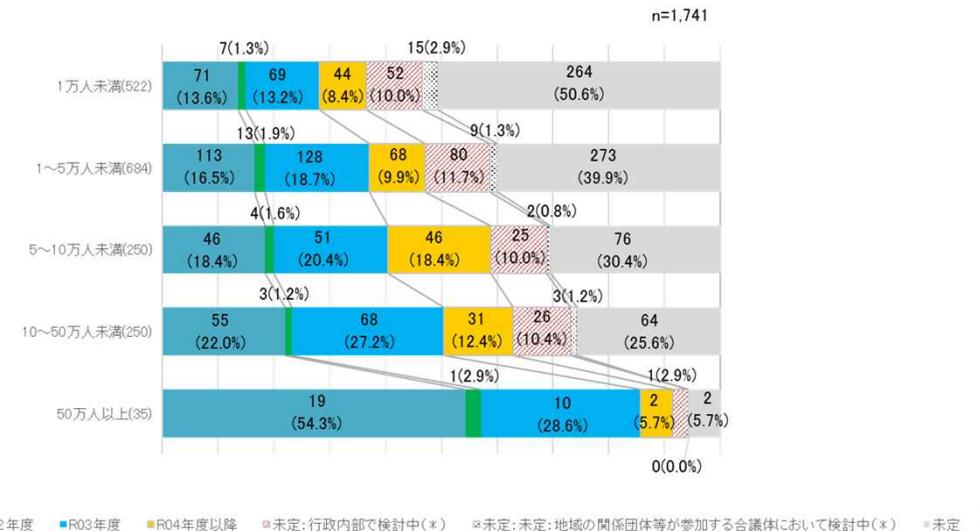


3 協議会の設置状況 <R2.10時点:304市町村(17.5%)⇒R3年度末見込:658市町村(37.8%)>【KPI:1,741市町村】

●協議会等の設置状況、設置(予定)時期<全体>

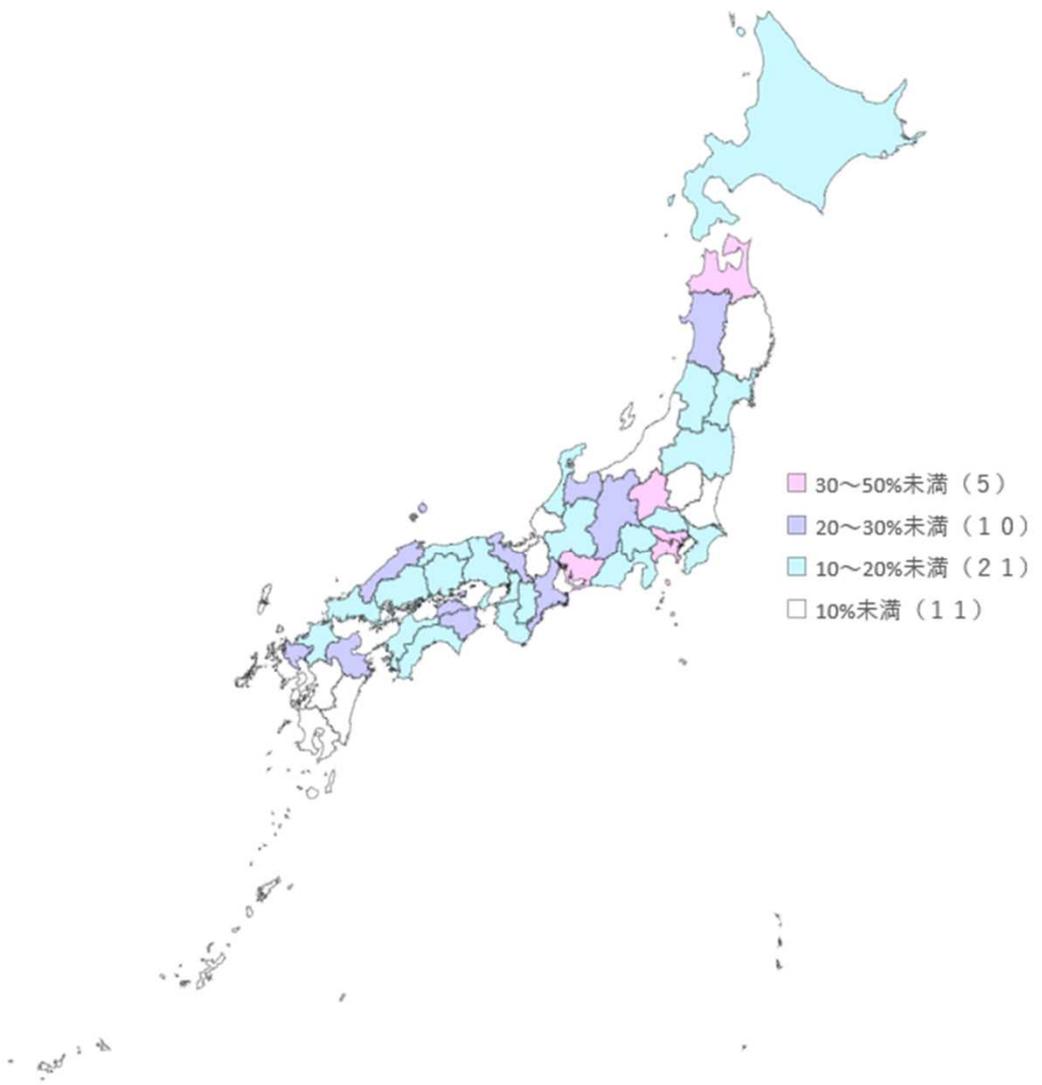


●協議会等の設置状況、設置(予定)時期<自治体規模別>

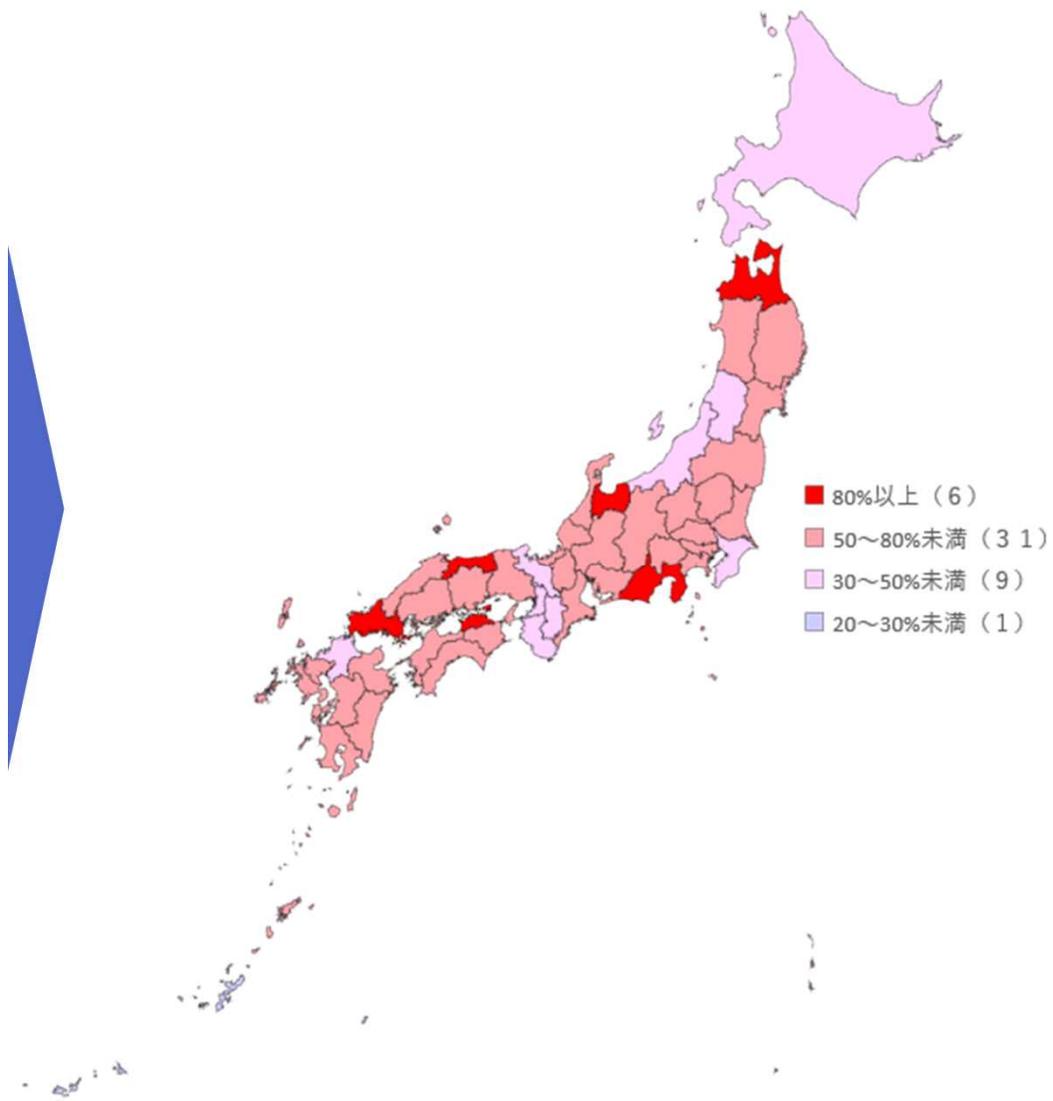


(参考) 市町村計画策定における都道府県別の状況について

令和2年10月時点



令和3年度末(見込み)



(出所)厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の結果を用いて、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

3. 体制整備に関する取組について

地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備に関する取組の概要

- 厚生労働省では、すべての市町村において、権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指し、中核機関等の整備や市町村計画の策定、協議会の設置といった市町村の体制整備を推進する取組を実施。
- 基本計画の中間検証を行う中間年度(令和元年度)までは、権利擁護支援の必要性や体制整備の重要性等に関する知識や考え方、体制整備のノウハウ等を広く、市町村に浸透させることを進めてきた。
- 令和2年度からは、基本計画の各施策の進捗状況を踏まえて、個別の課題の整理・検討を行った中間検証報告書を受け、市町村が抱える体制整備に関する個別的な課題等への対応にも取り組んでいる。

中間検証までの主な取組（全国に体制整備に関する基本的な考え方を浸透）

- 自治体・中核機関職員研修(基礎・応用)、都道府県職員研修の実施（令和元年度～）
- 実践例等を紹介する「市町村セミナー」の開催（平成30年度：東京・仙台・兵庫・広島・福岡で開催、令和元年度：東京で開催）
- 「体制整備の手引き」、「実務の手引き」、「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」、「市町村計画策定の手引き」の作成（平成29年度～）
- 市町村・都道府県等に最新の動向を周知する「ニュースレター」の発行（平成30年度～。第29号まで発行）

中間検証以降の主な取組（体制整備の個別的な支援策を追加し、さらなる推進）

- 自治体・中核機関等から体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「窓口(K-ねっと)」を全社協に開設（令和2年10月～）
- 全自治体の取組状況調査や、都道府県等へのヒアリング調査を通じた小規模市町村等の課題の把握。
これらの状況を踏まえ、過疎や離島など条件不利市町村の体制整備を推進する事業の新設（令和2年度第三次補正予算）
- 都道府県等が意思決定支援に関する研修を実施できるようになることを目的とした「意思決定支援研修」の開始（令和2年12月～）
- 自治体職員が、全国の取組状況の検索や情報交換を行うことができる「ポータルサイト」を開設（令和3年2月～）

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる自治体・中核機関職員研修(基礎・応用)、都道府県職員研修を実施。
- 令和2年度には都道府県ヒアリング等で把握した効果的な市町村支援策を研修内容に反映するなど内容を随時充実。
- これまでに、3,222人が研修を受講(基礎研修:1,709人、応用研修:1,328人、都道府県担当者研修:185人が受講)。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン研修に切り替えたため、中山間地や島しょ部等からの参加も含め、受講希望者数が大幅増(受講者の所属市町村数は723市町村、都道府県数は47都道府県)。

体制整備研修の概要

		基礎研修	応用研修	都道府県担当者研修	
対象		市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員	
日程		毎年度2回～3回(1回当たり2日間)	毎年度3回(1回当たり3日間)	毎年度1回(1回当たり1日)	
内容等		<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。 ○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村申立、意思決定支援、広報、相談等に関する事例を踏まえた演習を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。 ○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。 任意後見、補助、保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県研修の企画立案・運営に関する手法、最新の施策動向などの理解を目的として実施。 ○ 具体的には、都道府県が果たすべき役割や他の都道府県における効果的な市町村支援策等を紹介。 	
受講実績	R1	受講者数	651人	447人	81人
		受講自治体数	364自治体	263自治体	47自治体
	R2	受講者数	1,058人	881人	104人
		受講自治体数	746自治体	453自治体	47自治体
	合計	受講者数	1,709人	1,328人	185人
受講自治体数	877自治体	552自治体	47自治体		

○ 厚生労働省においてはこれまで、以下の4点の手引きや事例集を作成し、自治体における体制整備の支援を行っている。

＜中核機関や地域連携ネットワークの整備に関するもの＞

- ① 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き(平成30年3月)
- ② 地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き(平成31年3月)
- ③ 中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集(令和2年3月)

＜市町村計画の策定に関するもの＞

- ④ 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き(平成31年3月)

①

平成28年度 厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金(老人保健制度推進費等事業分)
 「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」

地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き

平成30年(2018)3月

成年後見制度利用促進体制整備委員会
 (事務局:公益社団法人 日本社会福祉士会)

②

平成30年度 厚生労働省 社会福祉推進事業
 「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業」

地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き

企画 成年後見制度利用促進支援機能検討委員会
 (事務局:公益社団法人 日本社会福祉士会)

③

厚生労働省令和元年度中核機関の先駆的取組調査研究事業

中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集

～権利擁護・成年後見体制整備の地域の取組ヒント集～

中核機関の先駆的取組調査研究委員会
 (事務局:公益社団法人 日本社会福祉士会)

④

平成30年度生活困窮者救済準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)
 「成年後見制度の利用促進に関する調査研究事業」

市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き

平成31(2019)年3月

成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会
 (事務局:一般財団法人 日本総合研究所)

○ これから体制整備を進める市町村等の参考となる考え方等を紹介。

○ 成年後見制度利用促進の体制整備に関する取組のうち、中核機関の整備を重点的に解説。

○ 支援等の段階ごとに、中核機関としての実務の実践例を紹介。

○ 支援内容を検討するための、アセスメント項目(情報収集・分析項目)の案を、ワークシート形式で提示。

○ 51の取組事例の掲載と取組のポイント解説のほか、取り組んだ自治体、中核機関のコメント、連絡先を掲載。

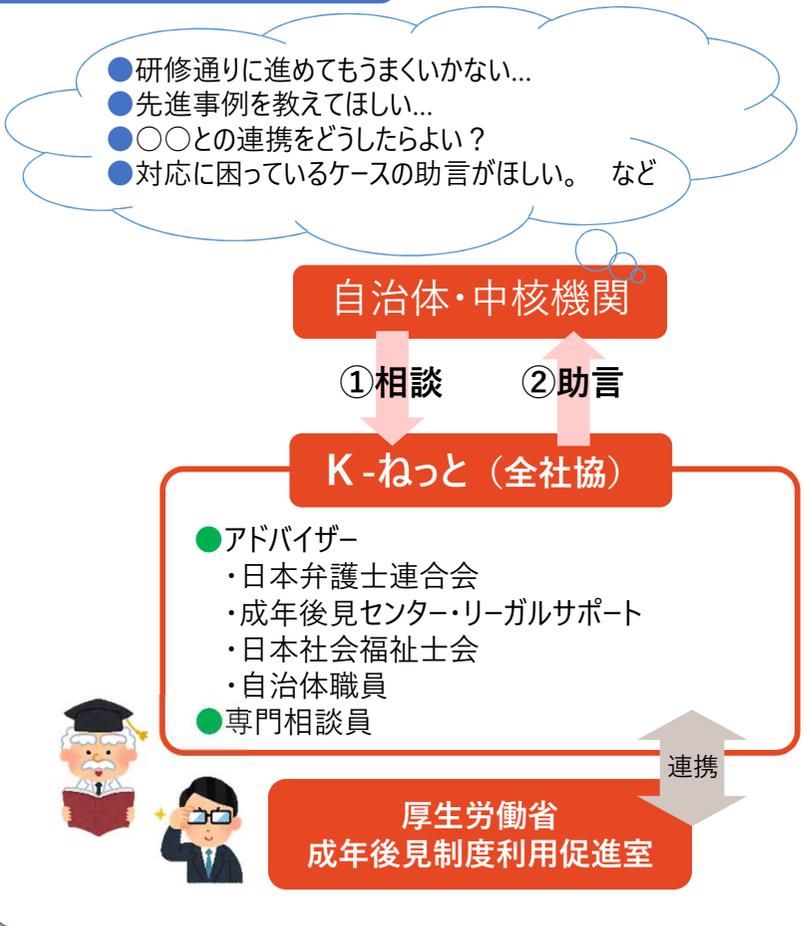
○ 人口規模や機能等様々な検索に応えられるよう、きめ細やかな目次設定。

○ 4つの市町村計画の例を掲載して、パターンごとにポイントを解説。

○ 各機能の評価項目例や、協議会設置要綱等の参考資料も掲載。

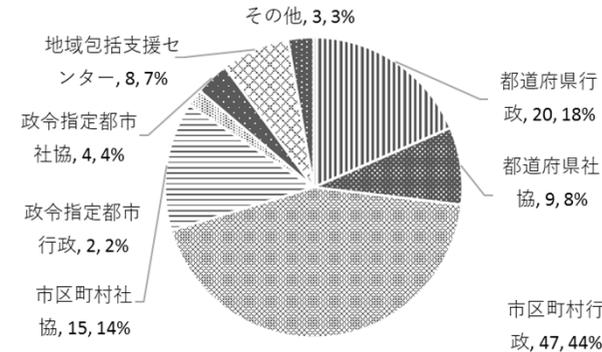
- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、令和2年10月に相談窓口(愛称:K-ねっと)を全国社会福祉協議会に設置(国の委託事業)。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体(日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会)や自治体職員などのアドバイザーや、有資格者である専門相談員の助言を受けながら、相談に応じている。
- 相談実績(R2.10～R3.2)は、108件となっている。(うち、電話による相談が77%(82件)、メールによる相談が24%(26件)。)
- K-ねっとに寄せられる相談は、市町村職員からのものが多い。また、相談内容は、体制整備についてが42%(45件)と最も多く、以下個別事例の対応についてが19%(21件)、成年後見制度についてが12%(13件)の順になっている。

K-ねっとの実施スキーム

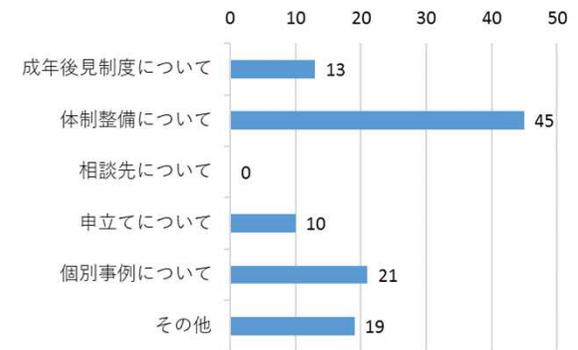


K-ねっとの相談実績等(令和3年2月時点)

●相談のあった機関



●相談内容の内訳



●体制整備に関する主な相談例

中核機関関係	○中核機関の機能について、どこから整備したらよいか。 ○地域包括との兼務について、按分をどう考えたらよいか。
協議会・審議会関係	○協議会でどのような議題を取り扱おうと効果的か。 ○審議会と協議会を兼ねてもよいか。
市町村計画関係	○市町村計画に他の自治体がどんなことを記載しているか教えてください。 ○市町村計画を策定していなくても中核機関は整備できるのか。
専門職との連携関係	○専門職が少なく、町村では協議会の人材確保が難しい。 ○受任調整に関して、専門職の有する名簿から推薦してもらう方式と、中核機関が候補者名簿を整備する方式のどちらがよいか。

成年後見制度利用促進のための体制整備

令和3年度予算 5.9億円

- 今後、認知症や単身の高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定などを推進する。

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進、都道府県による支援体制強化 3.9億円

- 基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画の策定、都道府県による市町村支援体制の強化を推進。
 - 中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等、市町村職員・中核機関職員等に対する国研修の実施
 - 中核機関における市民後見人や親族後見人への支援体制強化、適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.6億円

- 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化 1.4億円

- 国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

● 新型コロナウイルス感染症を踏まえた中核機関の整備・都道府県による支援体制強化事業 令和2年度第三次補正予算：140億円の内数

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、様々な往来が控えられる状況においても、過疎等の条件不利地域を含め、全国どの地域でも成年後見制度の相談等に応じられるよう、権利擁護支援の体制を整備
 - ・ 中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用の推進
 - ・ 条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携の推進

● 成年後見制度利用促進に係る現状調査等事業 令和2年度第三次補正予算（国事業）

- 中核機関等の体制整備を図る上での課題や支援ニーズ数を把握を行うため、民間事業者の調査により成年後見制度利用促進に係る取組状況の詳細な把握を行うとともに、市町村が権利擁護支援ニーズ等を簡便に推計できるモデルを構築する。

中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用の推進

令和2年度 第三次補正予算

【要旨】

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)(140億円)の内数

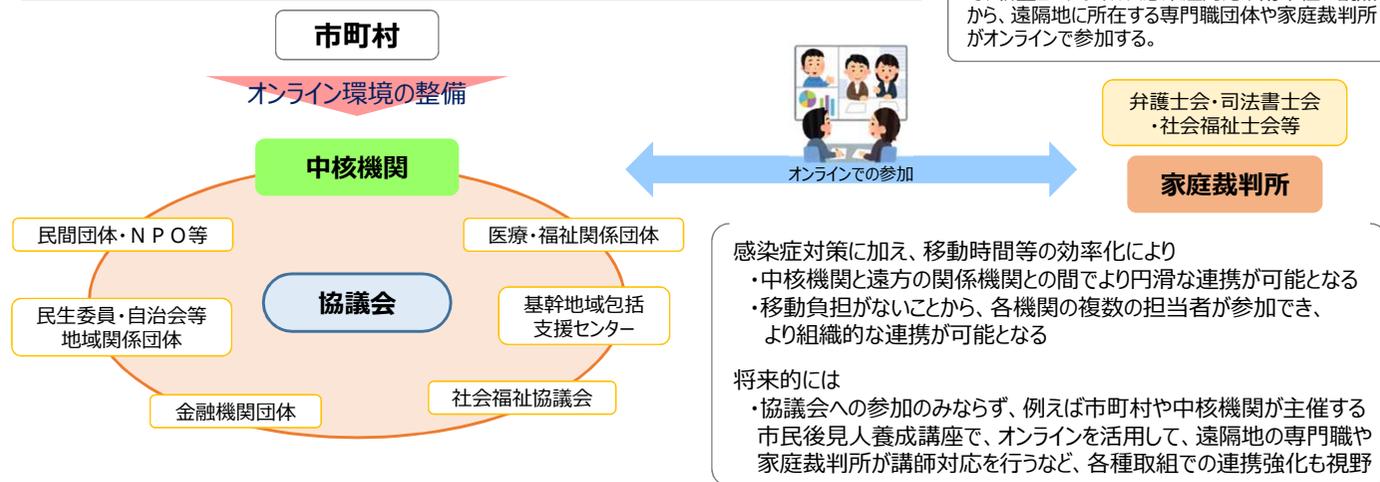
- 今後、基本計画の最終年度である令和3年度末までに480市町村が中核機関の整備を予定しており、各市町村における整備をさらに促進する必要がある。
- 中核機関等では、相談支援・チーム支援を含む会議やセミナー等を実施しているが、本人・家族等と対面方式で実施することがほとんどであるが、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、広報や相談支援、チーム支援等を推進する上では、中核機関と各種関係機関等との連携が重要であり、ウィズ・コロナの状況にも鑑み、オンライン活用を推進する。

事業内容

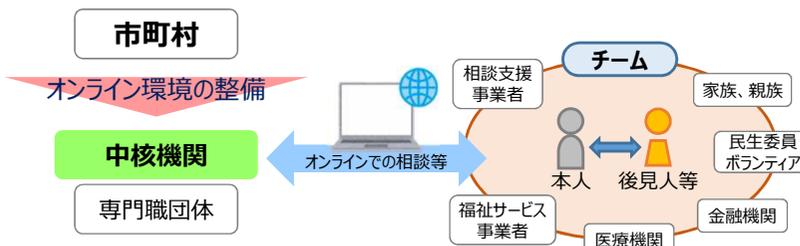
補助対象・事業の実施主体・補助率	
補助対象の取組・経費	<p>○新型コロナウイルス感染症対策への配慮を行いつつ、体制整備を図るため、中核機関等が実施する相談・チーム支援などの取組について、オンライン化を図るもの。</p> <p>・情報通信機器等の購入等経費 ・ソフトウェア導入に係る初期費用 ・ソフトウェア使用料 ・ソフト使用方法のフォローアップに係る費用 ・インターネット環境整備に係る修繕料 ・インターネット等通信料</p>
事業実施主体	都道府県、市町村(委託可)
補助基準額	1自治体あたり 300千円
補助率	国3/4

<取組例>

専門職団体や家庭裁判所などの関係機関の協議会等への参加のリモート化



中核機関とチームの連携オンライン化(相談支援等)



- ① 広報啓発
チームの構成員に対して、制度理解を図る講座をリモートで実施
- ② 初期相談
福祉の公共施設等にPCを配置し、本人からの相談を遠隔地の中核機関が対応
- ③ 制度利用の検討
専門的判断を行うため、中核機関がタブレットを持ってケース検討会議等に参加し、専門職がリモート助言
- ④ 書類作成の助言
様式等を示しながら、中核機関が、親族の申立書類の作成に、リモートで助言
- ⑤ 後見人等選任後における支援の調整
ケアマネ等にタブレットを貸し出し、後見人等も参加する会議に、中核機関がリモート参加

条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携の推進

令和2年度 第三次補正予算

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)(140億円)の内数

【要旨】

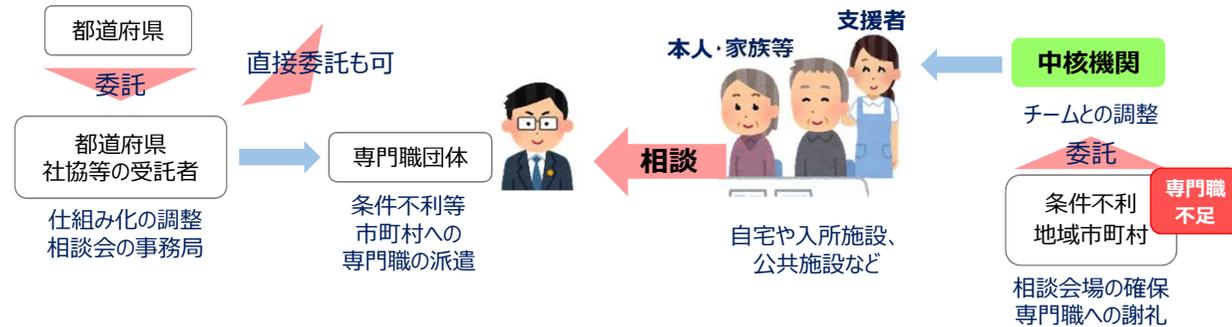
- 地理的条件等が厳しい山間部や島しょ部等に所在する市町村(以下、「条件不利地域」とする。)は、専門職人材の不足による困難事案への対応や受任の担い手不足などといった課題が生じていることもあり、他の地域と比較して、中核機関等の整備が進んでいない。(中核機関等の整備割合:条件不利地域市町村 27.7% < その他市町村 43.5%)
- 「成年後見制度利用促進基本計画」の中間検証結果(R2.3.17報告)では、都道府県による条件不利地域市町村への支援の充実が求められていることも踏まえ、KPI達成に向け、また新型コロナウイルス感染症発生下においても確実な支援が実施できるよう、単独では取組が難しい条件不利地域について、都道府県と市町村の共同・連携による体制整備の取組を推進する。

事業内容

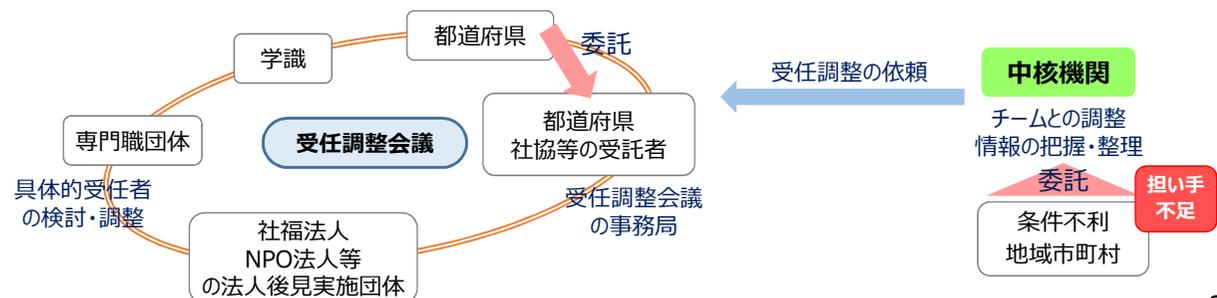
補助対象・事業の実施主体・補助率	
補助要件	(1) 条件不利地域を対象に実施する事業 (2) 共同・連携実施計画の提出
事業実施主体	都道府県及び市町村(委託可)
補助率	国 3/4
実施スキーム	

<取組例>

[1] 条件不利地域市町村への専門職派遣によるサポート体制の構築



[2] 条件不利地域市町村での相談後に対する広域の受任調整体制の構築



- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を全国的に普及・開発していくために、令和元年度の研修の在り方研究事業を踏まえ、演習を含むカリキュラムを作成。令和2～3年度の2カ年で全47都道府県で実施予定。
- 今後、全国の自治体や専門職団体が本研修を自ら実施していくことができるように、全国を10ブロックに分けて3名ずつ本研修の講師を養成。また、成年後見制度利用促進ポータルサイトに、研修資料や映像素材を掲載。
- 令和2年度は15カ所でオンライン開催し、2,777名が受講申込み。また、全国各地の高等裁判所、家庭裁判所からも傍聴を受け入れている。

意思決定支援研修の概要

<研修目標>

- ・ 代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた”気づき”を得る
- ・ 後見人が、意思決定支援を踏まえた後見実務にやりがいや達成感を感じて前向きに取り組めるきっかけ作り
- ・ 後見事務における意思決定支援の実施において必要不可欠と考えられる考え方及び知識について習得

章	タイトル	内容
第1章	意思決定支援と代行決定 	①冒頭で、他者から「決めつけられる」という疑似ロールプレイを体験。  ②その上で、意思決定支援の基本的考え方や、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」における原則について学ぶ。 
第2章	後見事務における意思決定支援	後見事務における意思決定支援の体系を解説。研修プログラムを作成するにあたって寄せられた当事者からの声や好事例、残念な事例を紹介。財産管理における意思決定支援の視点も解説。
第3章	意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン 	「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の3つの場面(①支援チームの編成と支援環境の調整、②本人への趣旨説明、③本人を交えたミーティング)について、ガイドライン掲載事例をもとにしたドラマ映像を視聴して話し合うグループワークを実施。グループワークを交えながらガイドラインのプロセスを学ぶ。   
第4章	Q&A	意思決定支援ワーキング・グループで作成したQ&Aを掲載。

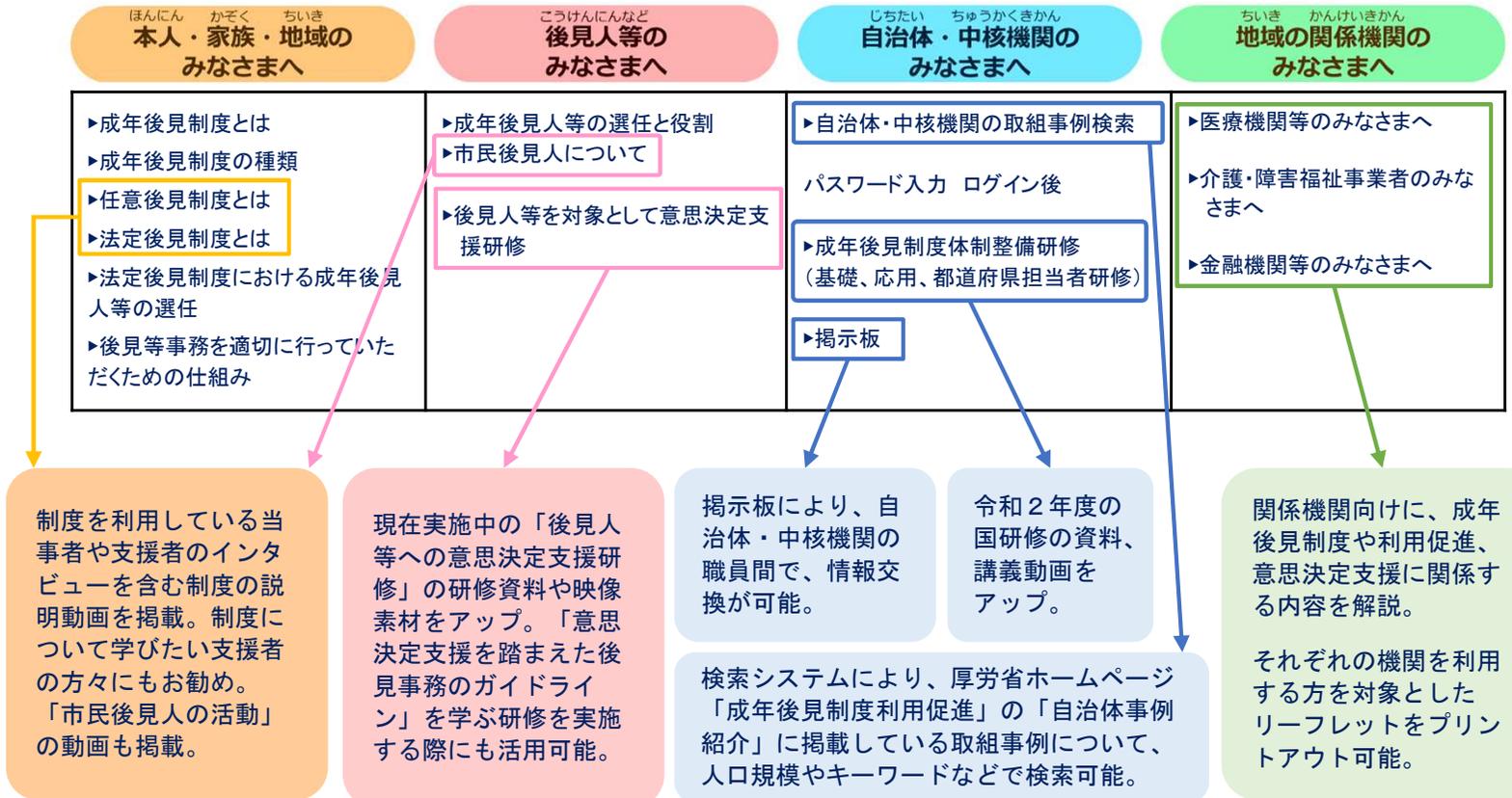
- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和3年2月26日にポータルサイトを立ち上げ。インターネットバナー広告により、サイトオープンを周知。サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のインタビューを含む制度説明動画のほか、今年度の体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- サイト立ち上げと同時期に、任意後見、成年後見の利用を呼びかけるポスター、リーフレットを全国の自治体へ郵送。
- 次年度には、障害のある当事者向けの制度説明パンフレット等を作成する予定。

サイト名：成年後見制度利用促進ポータルサイト(URL：<https://guardianship.mhlw.go.jp/>)

●ポータルサイトTOP
(ポスター等も同デザインで展開)



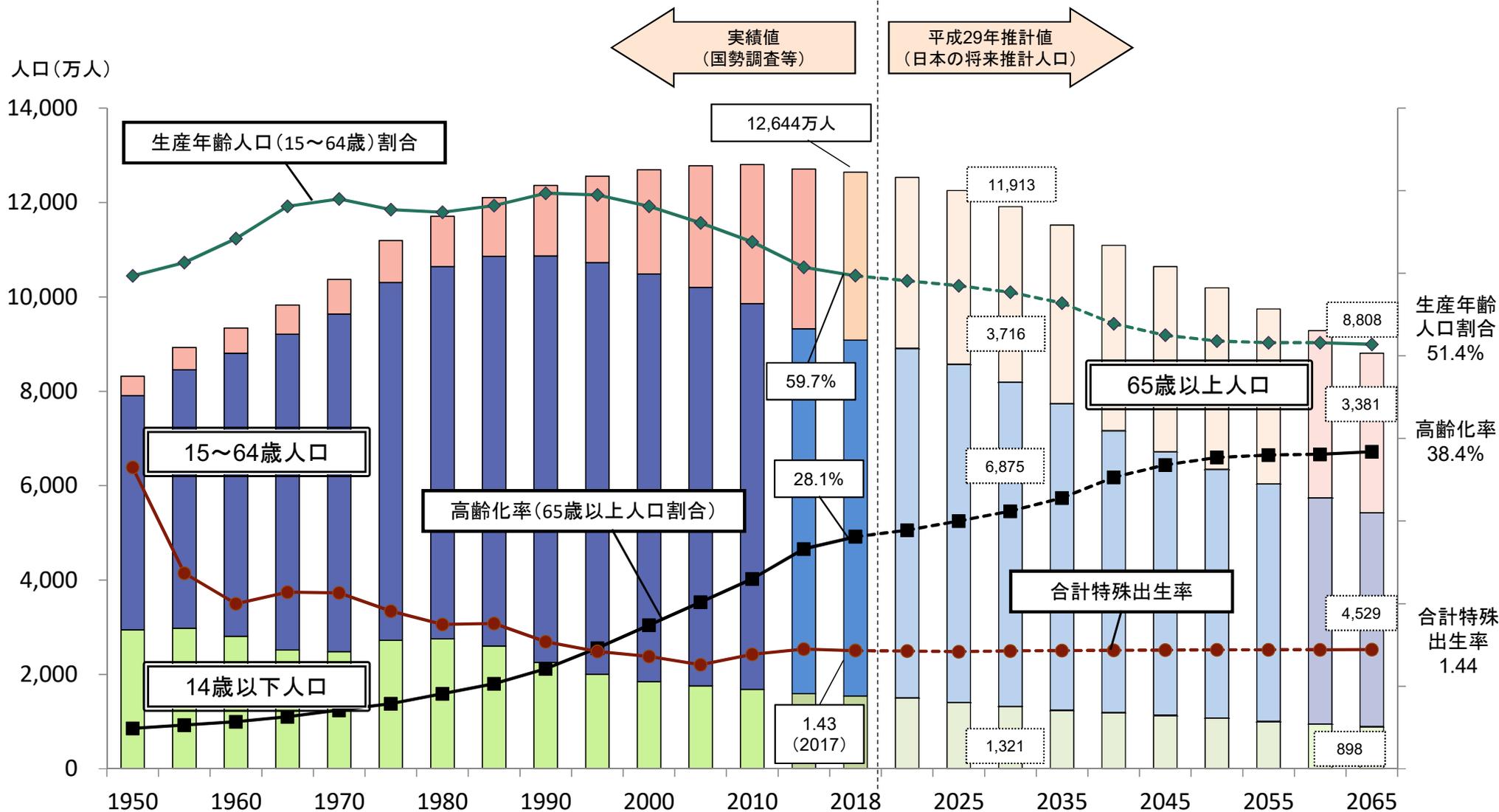
●ポータルサイトの各ページイメージ



4. 基本計画見直しに向けた動き

日本の人口の推移について

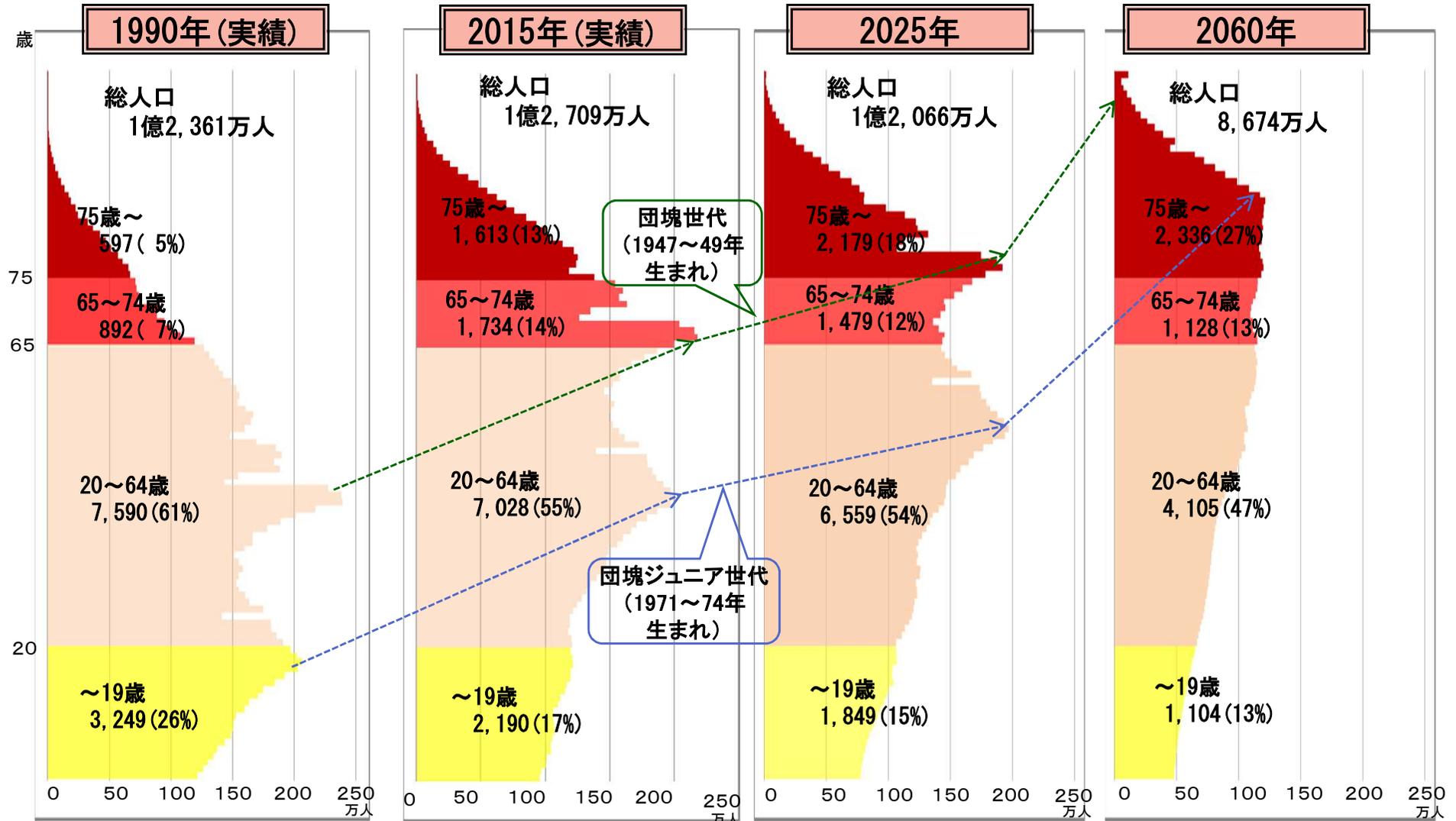
- 日本の人口は近年減少局面を迎えている。
- 2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



(出典) 2018年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は、2018年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」
 2017年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
 2019年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

日本の人口ピラミッド(1990-2060)について

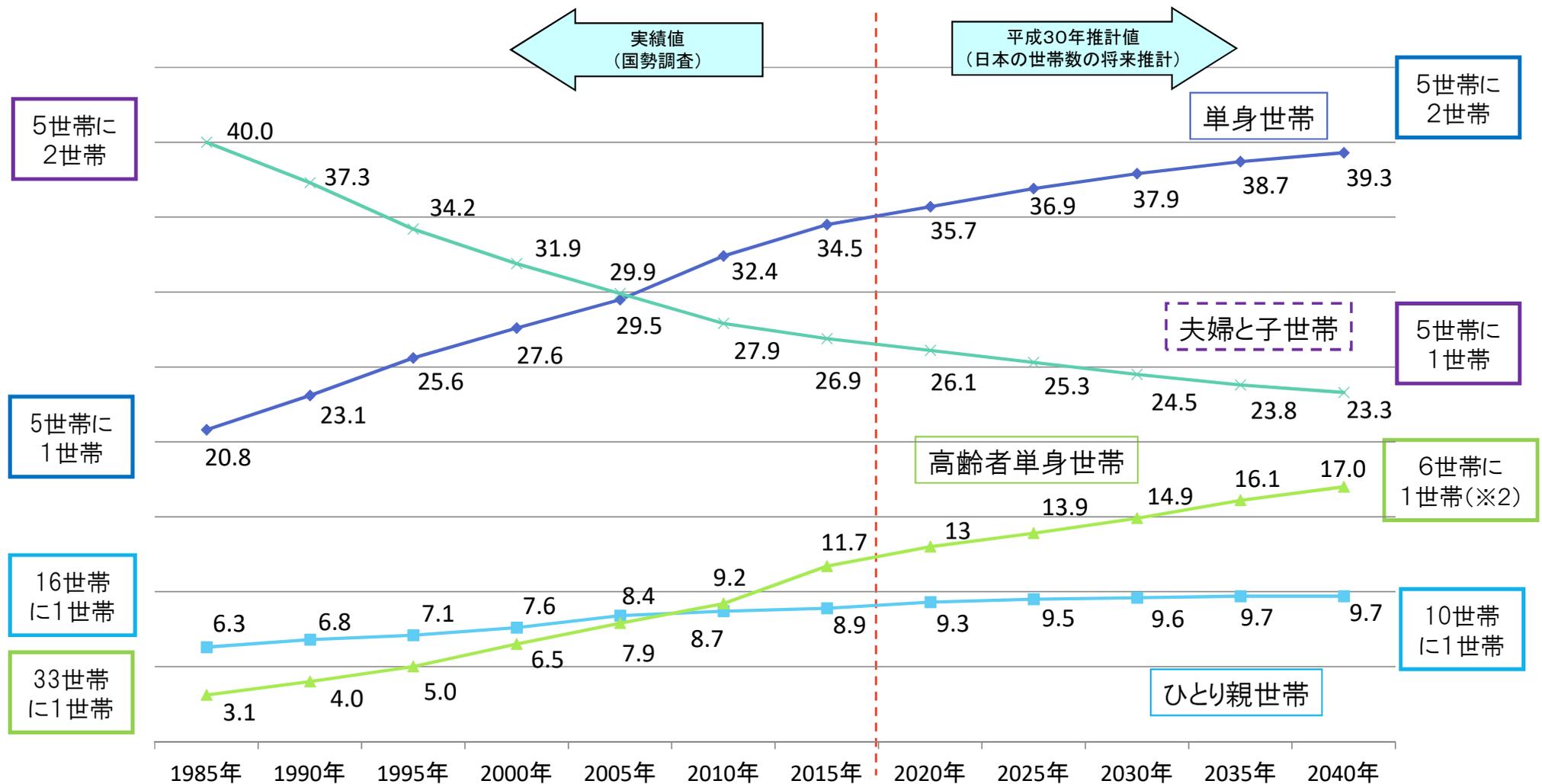
- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2060年には、人口は8,674万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約40%となる。



(出典) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

世帯構成の推移と見通しについて

- 単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))
- 一方、夫婦と子世帯は減少を続けている。



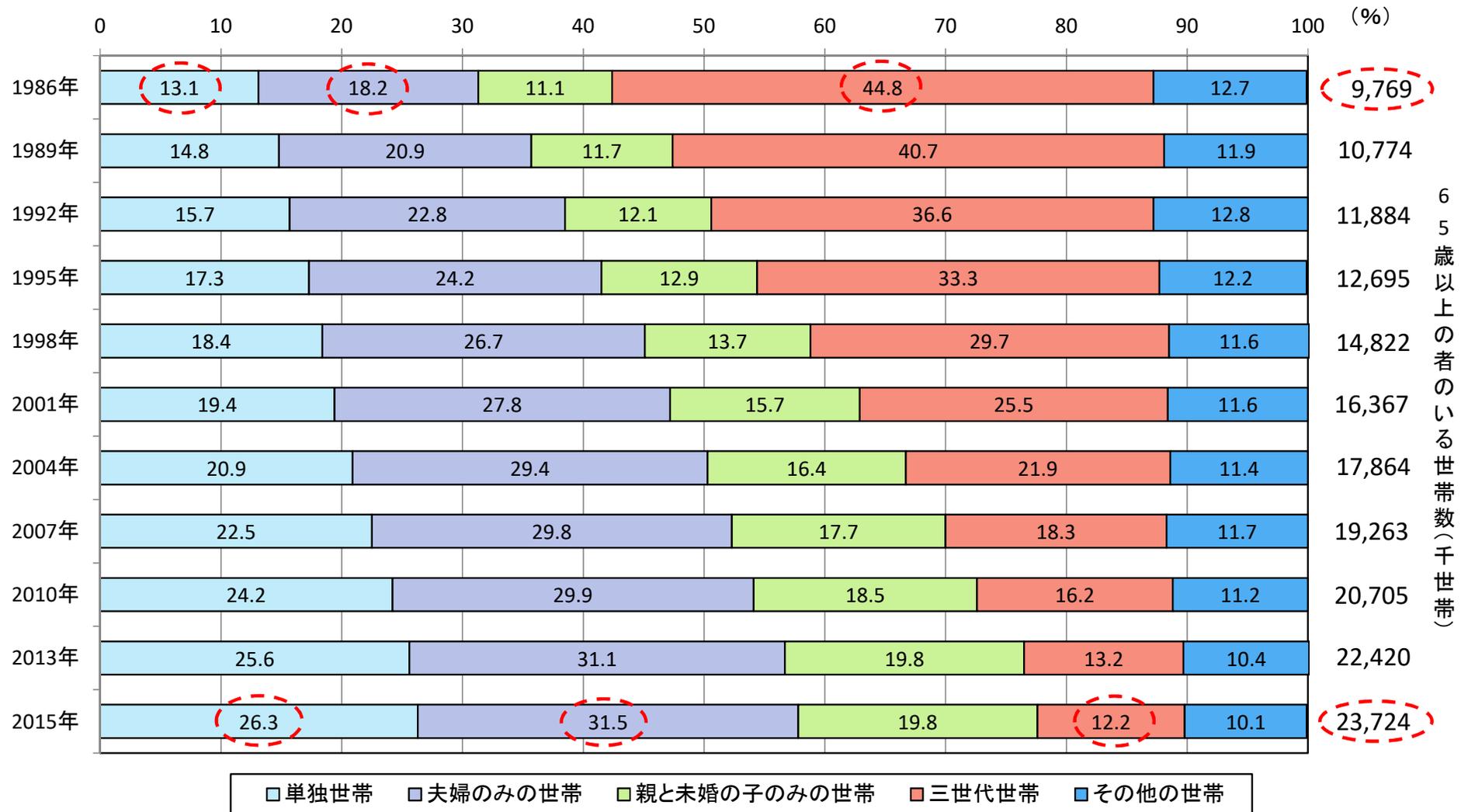
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

65歳以上の者のいる世帯数の構成割合の推移について

- 65歳以上の者のいる世帯の26.3%が単独世帯。
- 親と未婚の子のみの世帯も2割近くまで増加している。



(出典)厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」

(注) 1. 1995年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2. 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

親族後見人と第三者後見人の選任割合の長期推移について

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係性について、親族後見人（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族）が後見人に選任される割合は、減少傾向にある。
- 平成24年に第三者後見人の選任割合が親族後見人の選任割合を上回り、それ以降も親族後見人の選任割合は減少傾向が継続している。



(%)	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2
親族後見人	90.9	85.9	84.1	82.5	79.5	77.4	82.9	72.2	68.5	63.5	58.6	55.6	48.5	42.2	35.0	29.9	28.1	26.2	23.2	21.8	19.7
第三者後見人	9.1	14.1	15.9	17.5	20.5	22.6	17.2	27.7	31.5	36.5	41.4	44.4	51.5	57.8	65.0	70.1	71.9	73.8	76.8	78.2	80.3

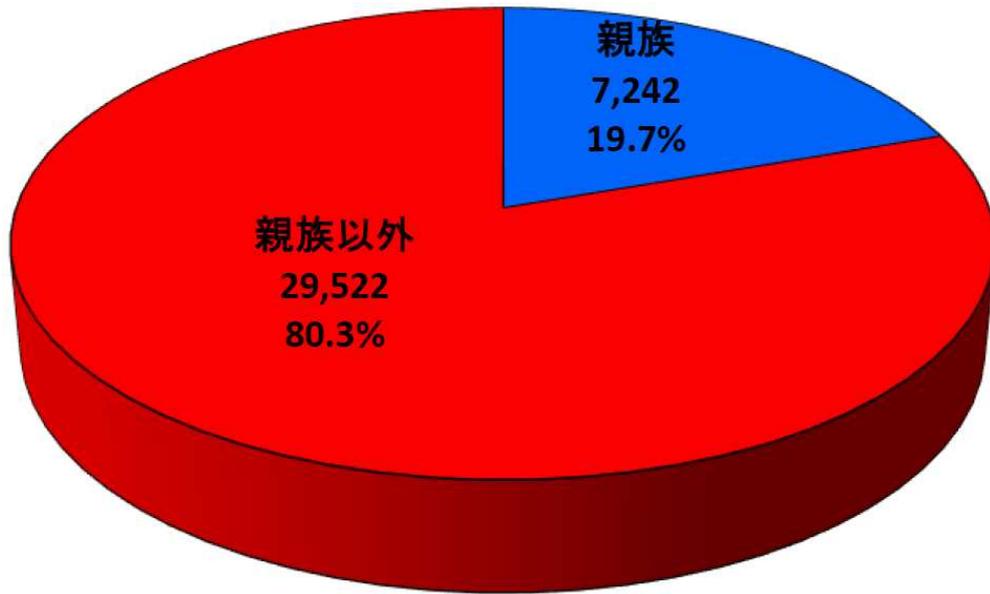
(出所) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

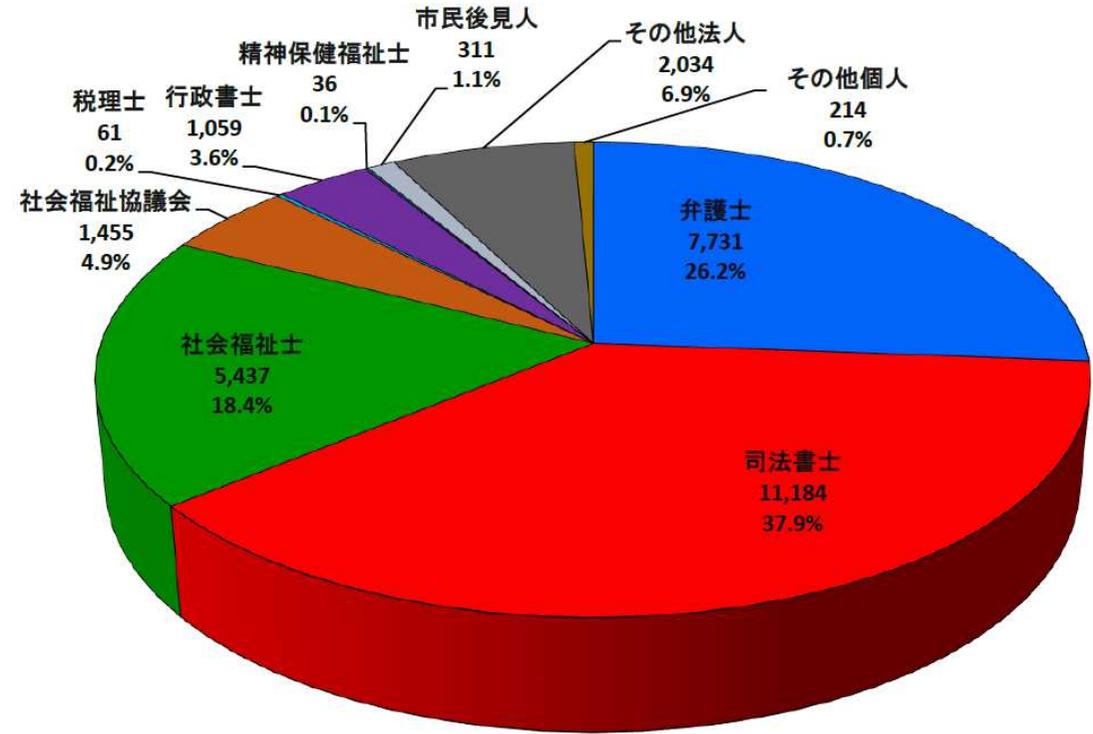
※統計期間がH12～19までは年度(4～3月)であるが、H20以降は暦年(1～12月)であるため、H20.1～3月の件数がH19とH20に重複して計上されている。

成年後見人等と本人との関係

○親族、親族以外の別



○親族以外の内訳



(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 ー令和2年1月～12月ー」

(注1) 後見等開始と同時に成年後見人等が選任された事件数であり、後見等開始の後に成年後見人等が選任された事件は含まれていない。

(注2) 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したものを(36, 764件)を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数(34, 520件)とは一致しない。

(注3) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる(その内訳は、弁護士法人304件、司法書士法人472件、税理士法人0件、行政書士法人10件であった。)

(注4) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等(※1)が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう(※2、3)。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

「権利擁護支援のニーズの増加が見込まれる中で、
地域全体でどのように支える仕組みを構築していくのか」

について、検討する必要がある。



○新たな支え合いの検討

○多様な主体の参画

成年後見制度の利用対象者のイメージについて(定量的把握)

- 既存統計等から、福祉による権利擁護支援や成年後見制度による支援の必要性がある可能性のある対象者数と、将来的に成年後見制度による支援の必要性が生じる可能性のある対象者数を整理したところ、**成年後見制度の利用者数と乖離が見られた。**
- 引き続き、福祉による権利擁護支援に取り組むほか、成年後見制度の利用が必要な人を適切に制度につなぐ取組を進める必要がある。加えて、今後の制度利用者の増加に対応できるよう、支援の担い手を拡充する取組や、専門職などの限られた人的資源を有効的・効率的に活用するために、後見人等の選任・交代を柔軟に進めていく取組が必要。

権利擁護支援の定量的なニーズ関係イメージ

介護・福祉サービス等による支援の必要性が高いと想定される方々^{※1}

9,032,045人

○要介護・要支援認定者数、○療育手帳所有者数、○精神障害者保健福祉手帳所持者数

福祉による権利擁護支援や成年後見制度による支援の必要性がある可能性のある方々^{※1}

4,212,197人

○認知症高齢者推計数^{※2}、○療育手帳A判定以上^{※3}所持者、○精神障害者保健福祉手帳1級所持者数

将来的に成年後見制度による支援の必要性が生じる可能性のある方々

- 日常生活自立支援事業利用者数
- 市町村社協独自の金銭管理支援事業利用者数
- 生活困窮者自立支援事業の家計改善事業利用者数
- 高リスク世帯員数(虐待、セルフネグレクト、8050問題世帯等) など

60,873^{※5}+ α 人

成年後見制度利用者数
232,287人^{※4}

(出所)宮崎県、香川県、豊田市等の資料を参考に、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

※1 厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」

※2 厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」から、「要介護・要支援認定者数」と「認定申請数のうち認知症高齢者の日常生活自立支援度Ⅱ以上に該当する割合」を用いて推計

※3 都道府県によって判定が異なる(最重度・重度、A1・A2など)

※4 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

※5 厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」から、日常生活自立支援事業の利用者数を掲載

成年後見制度の利用対象者のイメージについて(定性的把握)

- 厚生労働省の調査研究事業で実施している自治体等のヒアリングにおいて、**市町村現場が捉えている成年後見制度の利用対象者像の確認を行ったところ、最高裁判所が公表している成年後見制度の申立の動機とは、乖離が見られた。**
- 今後、制度を利用する当事者等の意見を確認するなどによって、成年後見制度に求めている一般的な利用ニーズと、福祉・行政の支援の観点から成年後見制度に求める利用ニーズを確認する。その上で、成年後見制度で対応することが望ましい支援と福祉・行政で対応することが望ましい支援を検討したい。

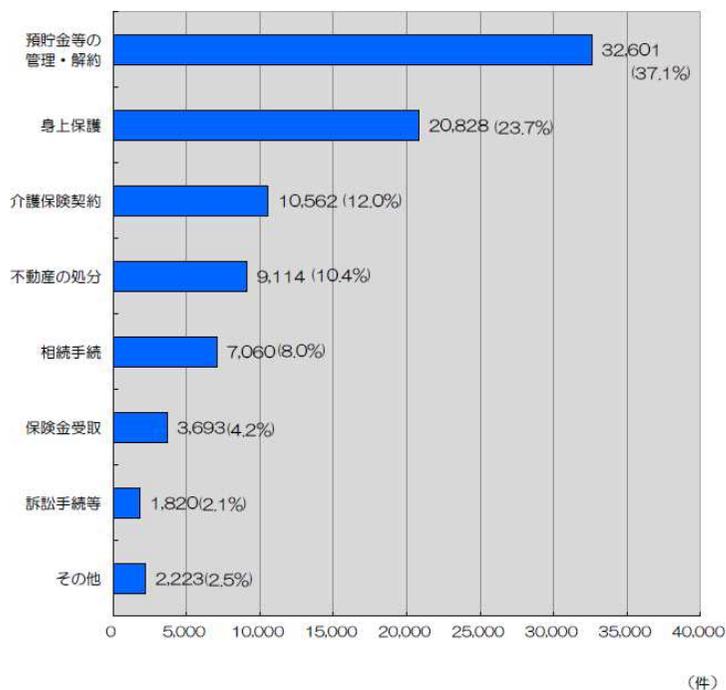
成年後見制度に求めている一般的な利用ニーズ

【状態】

- 認知症や知的・精神障害等により、本人の判断能力が不十分

【必要性】

- 預貯金等の管理・解約が申立の動機として最も多い。



(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 一令和2年1月～12月一」
 ※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

福祉・行政の支援上、成年後見制度に求めている利用ニーズ

【状態】

- 認知症や知的・精神障害等により、本人の判断能力が不十分
 + 支援するキーパーソンが立てられないケースや、福祉等サービスにはつながったが家族から孤立しているケース

【必要性】

- 成年後見制度を使わないとできないこと、福祉の制度ではできないことがあるかどうか。
 (例: 不動産処分や相続など、日常的な金銭管理を超える法律行為等)
 + 身上保護や財産管理上の課題を有している状況

- ・ 診療契約やサービス利用契約(施設入所含む)を理解できず、利用が進まない
- ・ 本人が本来必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している
- ・ 預金や年金の搾取など、経済的虐待を受けている又はその疑いがある
- ・ 身体的、心理的、性的、ネグレクト等の虐待を受けている又はその疑いがある
- ・ 過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪質業者につきまとわれている
- ・ 商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない
- ・ 税金や施設利用料の滞納や借金等を有しているが、適切に対応できていない

<制度を利用していない場合の本人の状況等>

- 法律行為により解決すべき課題に対して、不安を抱えながらも、本人の意思を丁寧に確認して、家族や支援者等が各々のできる範囲内で支援を実施している。
- ただし、本人のパワーレスの助長、滞納や借金等の増加、課題の継続や悪化による支援策の選択肢減少、不適切なケアへの転換、支援者に都合の良いサービスの選択などの懸念もあり、早期の発見、相談支援を踏まえ、必要な際に、制度利用に適切につなげる必要性も指摘されている。

(出所) 厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」のヒアリング内容から、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

1 議論の進め方に関する基本的な考え方

議論の順番について

- 基本計画には、次期計画初年度である令和4年度から迅速に取り組むべき内容と、次期計画期間内で丁寧な議論を行うなど中長期的な視点をもって取り組むべき内容が含まれる。
- 令和4年度予算案に盛り込むものも含め迅速に取り組むべき内容は、中間とりまとめ(令和3年7月頃を目途)に記載できるよう優先的に議論を行う。
- 中長期的な視点をもって取り組むべき内容については、中間とりまとめ後を中心に議論して、最終とりまとめに記載する。

論点とワーキング・グループの設置について

- 基本計画は、福祉行政、地域福祉、司法など様々な分野・主体に関係するものであり、相当数の会議の開催が必要となる。
- 円滑に議論を進めるため、厚生労働省の研究事業等の実施状況や次期基本計画における検討課題を踏まえて、3つのWGを設置して議論を進める。

①地域連携ネットワークWG

②福祉・行政と司法の連携強化WG

③成年後見制度の運用改善等に関するWG

- 既に一定の取組みが進んでいる内容を扱う「地域連携ネットワークWG」と、比較的迅速な対応が可能な内容を含む「成年後見制度の運用改善等に関するWG」のうち制度の運用改善に関する内容から順次議論を行った上で中間とりまとめを行い、その後に他の論点に関わる議論を行って最終とりまとめを行う。

2 ワーキング・グループの構成等について

○各WGの主査として、各WGに関連する厚生労働省の研究事業等の実施に関係が深い委員を置く。

○WGの構成員は、委員の希望を勘案しつつ、各論点に深い見識を持つ者とする。

(ただし、各委員は、構成員にならないWGについても、オブザーバーとして参加可能。)

WG名	主査	論点と主な課題
地域連携 ネットワークWG	<p>上山委員</p> <p>※「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」に係る検討委員会委員長</p>	<p>権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○KPI達成に向けた取組 (全市町村での中核機関整備、全地域での4機能確保) ○ネットワークの機能強化 ○ネットワークの体制拡大
福祉・行政と司法 の連携強化WG	<p>山野目委員</p> <p>※「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」に係る親委員会委員長</p> <p>※「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報事業」に係る運営委員会委員長</p>	<p>福祉・行政と司法の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉・行政による支援と成年後見制度による監督の考え方の整理を踏まえた、中核機関・家庭裁判所の対応充実 ○福祉(関係機関等)や行政(中核機関)から司法(家庭裁判所)、司法(家庭裁判所)から福祉(関係機関等)や行政(中核機関)への連携の強化
成年後見制度の 運用改善等に関するWG	<p>新井委員</p> <p>※「後見人等への意思決定支援研修事業」企画委員会座長</p>	<p>成年後見制度の運用改善等のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種意思決定支援ガイドラインの運用 ○後見人等の選任・交代の推進 ○必要に応じた制度のあり方の検討

(令和2年度)

令和3年3月29日 ● 第7回 成年後見制度利用促進専門家会議

- ・中間検証報告書のフォローアップ①(関係各省庁・最高裁からの主な取組の報告)
- ・成年後見制度利用促進に関する現状確認
- ・検討の進め方とWGの設置
- ・各委員からの意見「現行計画と取組に対する考え等」

(令和3年度)

令和3年4月～ ● ワーキング・グループでの検討開始

- 地域連携ネットワークWG (7回程度)
- 成年後見制度の運用改善等に関するWG (1回程度)

令和3年6月 ● 第8回 成年後見制度利用促進専門家会議

- ・中間検証報告書のフォローアップ②(関係各省庁・最高裁からの主な取組の報告)
- ・各WGにおける主な意見の確認
- ・委員意見交換

令和3年7月 ● 第9回 成年後見制度利用促進専門家会議

- ・「次期基本計画」中間とりまとめ(案)に係る意見交換等

※必要に応じて、
予備日を利用して意見交換等を実施

- 令和3年8月 ● **第10回 成年後見制度利用促進専門家会議**
 - ・委員及び当事者団体等からの意見「現場から見た中・長期的課題について」
- 令和3年8月～ ● **ワーキング・グループでの継続検討**
 - 福祉・行政と司法の連携強化WG (2回程度)
 - 成年後見制度の運用改善等に関するWG (3回程度)
- 令和3年10月 ● **第11回 成年後見制度利用促進専門家会議**
 - ・次期基本計画初年度(令和4年度)の事業案(概算要求)報告
 - ・各WGにおける主な意見の確認
 - ・委員意見交換
- 令和3年12月頃 ● **第12回 成年後見制度利用促進専門家会議**
 - ・「次期基本計画」(案)に係る意見交換等
- 令和4年1月頃 ● **パブリックコメントの実施**
- 令和4年3月頃 ● **成年後見制度利用促進会議へ「次期基本計画」(案)の報告**
 - 「次期基本計画」閣議決定

※必要に応じて、
予備日を利用して意見交換等を実施

参考：ワーキング・グループでの検討スケジュール等(案)

○ 地域連携ネットワークWG（主査：上山委員）

	開催日	ヒアリング・検討テーマ
第1回	令和3年4月14日（水）	中核機関の取組と社協の権利擁護支援
第2回	令和3年4月21日（水）	日常生活自立支援事業と市民後見・法人後見
第3回	令和3年4月28日（水）	都道府県の役割と機能
第4回	令和3年5月6日（木）	権利擁護支援と包括的・重層的な支援体制
第5回	令和3年5月12日（水）	新たな支え合いの検討
第6回	令和3年5月20日（木）	多様な主体の参画①＜各種専門職団体＞
第7回	令和3年5月26日（水）	多様な主体の参画②＜民間団体・企業等＞

○ 福祉・行政と司法の連携強化WG（主査：山野目委員）

	開催日	ヒアリング・検討テーマ
第1回	令和3年8月頃	福祉・行政と司法における今後の連携強化①＜福祉・行政＞
第2回	令和3年8月頃	福祉・行政と司法における今後の連携強化②＜司法＞

○ 成年後見制度の運用改善等に関するWG（主査：新井委員）

	開催日	ヒアリング・検討テーマ
第1回	令和3年6月2日（水）	意思決定支援ガイドライン
第2回	令和3年9月頃	専門職団体から見た現状と課題
第3回	令和3年9月頃	法律相談・支援の取組と不正防止等
第4回	令和3年9月頃	金融機関と財産管理、後見人等報酬等

5. 地域連携ネットワークの強化 （「新たな支え合い」と「多様な主体の参画」）

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業

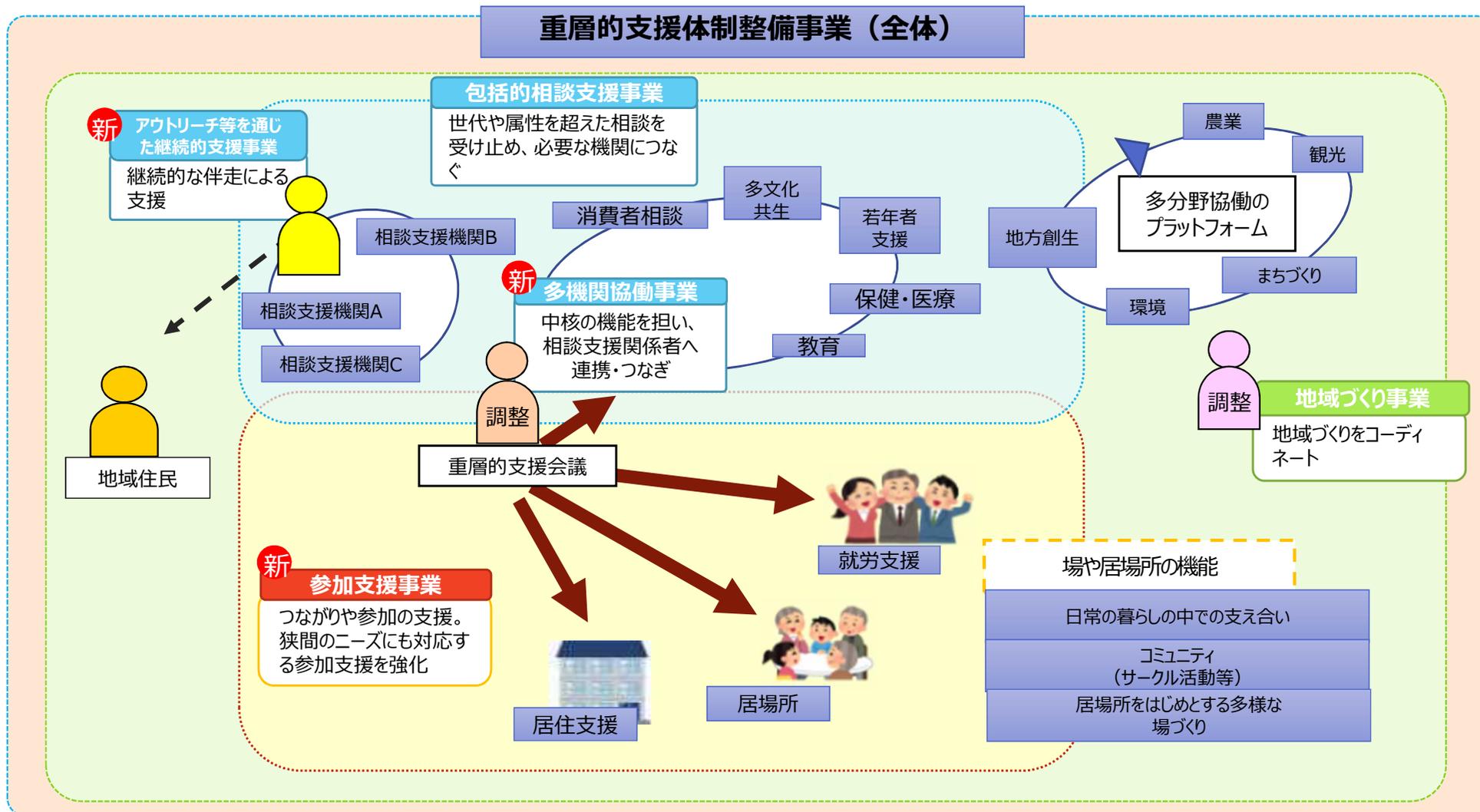


交通



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、**市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築**していく。



重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

(令和3年3月31日付け社援地発0331第3号等通知の概要)

※詳細は参考資料5参照

通知の趣旨

- 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に関する取組は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有するもの。
- これらに取り組むことは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるもの。特に、成年後見制度利用促進に係る取組との連携は、司法を加えた権利擁護支援の効率的・効果的な実施にもつながるもの。
- そこで、両者の積極的な連携を進めるため、連携に当たっての基本的な考え方や取組例を示したもの。

連携に当たっての基本的な考え方

- 連携の効率的・効果的な実施のためには、関係する部局や支援関係機関の相互理解を深めておくことが重要であり、以下により日常的に意思疎通を図る仕組みを整えることや市町村内で協力体制を構築することを提示
 - ・両者の制度を理解するための研修の実施
 - ・連絡調整担当者の設置
 - ・定期的な事例検討や情報共有の機会の設定など
- 連携を進める際の留意点として、個人情報について本人からの同意を得ることなどの取扱いを提示

具体的な連携取組例

以下のそれぞれについて、基本的な考え方や対応例等を提示

- 多機関協働事業者と中核機関の連携
- 重層的支援会議・支援会議における中核機関の積極的な参加等
- 包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携
- 参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携